

2020年7月6日

山口地方最低賃金審議会 御中

全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働
執行委員長 藤

2020年6月30日付、山口労働局一般公示第48号「山口県最低賃金の改正決定に係る労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に関する意見を述べます。

1. 連帯労組・やまぐちとして以下の意見を述べます。

- (1) 山口県の最低賃金を2020年度は時給1300円とし、以後1年ごとに100円ずつ増額し2年で1500円とすること。
- (2) 全国一律最低賃金制度の導入を求めます。
- (3) 実質的な審議がおこなわれる専門部会の公開をはじめ、あらゆる審議の公開をおこなうべきである。

2. 理由について

(1) について

最低賃金法第1条の「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」が、まったく実現されていないことは、2007年以来の意見書で述べているとおりです。現状の山口県の最低賃金、時給829円だと、年間2080時間働いたとして年収1,724,320円にしかありません。月に143,693円です。これから国民年金保険料16,540円・国民健康保険料(単身世帯で介護保険料含む)・雇用保険料・所得税+住民税を差し引くと手取りは10万円程度であり、これではとても生活できないのは誰の目にも明らかです。(最低賃金近辺の労働者は国民年金や国民健康保険加入者も多い)

加えて、2007年度の同法改正により同法9条3項に「労働者の生活費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」という文章が追加されました。それに沿って全国的にいくらかの最低賃金が不十分ながら改善されています。昨年7月の参院議員選挙においても各党が最低賃金の引き上げを公約に掲げる等、労働者寄りの姿勢が示されたことは一定の評価をします。しかしながら、年間労働時間を2,000時間とすると時給1,000円でも、年収200万円ではありません。いずれにしてもワーキングプアのままです。日本国憲法25条に規定された『健康で文化的な最低限度の生活を営む』には程遠いものがあり、まだまだ『企業の支払い能力』に軸足を置いた方針と言えます。なお、私たちにとっては『健康的で文化的な最低限度の生活を営む』=『労働力の再生産費』であり、社会の持続性をまじめに考えた時、最低賃金法第1条に「賃金は労働力の再生産費である」と明記されるべきであると考えます。

さて、最低賃金法がつけられた1959年当時は、労働者は大部分が正規雇用であり、最低賃金が適用される労働者は家計の補助的役割を担っていました。また、企業も戦後復興を果

たしたばかりであり、実際に支払い能力に乏しい時期でした。従って当時の事情を考えれば、法律の精神より企業の支払い能力に傾斜した最低賃金の決定のありかたも、それなりの合理性がありました。しかし、現在ではまったく事情が変わりました。総務省の「労働力調査」によれば、1984年に15.3%だった非正規労働者の割合が2020年4月には36.2%に増加しています（法制定の1959年には15.3%より更に少なかったと想像されます）。いまや、非正規労働者も家計を主として担っている、または補助的役割であっても家計にとって必要不可欠な存在となっているのです。しかも、私たちとしては正規雇用があるべき姿であり、非正規雇用の縮小・撤廃を主張しますが、今後も長期的に見れば、この非正規雇用の増大傾向は続くと考えられています。直近では非正規雇用の増大は停滞傾向にありますが、地域限定正社員などの正規雇用とは認めがたい雇用が増え、フリーランスなどの不安定な勤労者も増大しています。このような労働市場の構造転換を踏まえて、最低賃金の決定の基準の軸足を『企業の支払い能力』から労働者の『健康的で文化的な最低限度の生活』に移すべきではないでしょうか？実際、時給829円という金額は低過ぎます。ワーキングプアとされる年収200万円稼ぐのに2413時間働くことになります。週40時間労働で年間2080時間ですから、年間の残業が333時間必要です。残業代が25%増しの場合でも2346時間働くことになり、残業が267時間必要です。しかし低賃金労働者は細切れ雇用が多くダブルワークも珍しくありません。1日に6時間雇用が2箇所なら12時間働いても残業割増手当は1円も出ないのです。年333時間の残業というと月平均28時間です。

このような実態に対して私たちとしては最賃近辺の雇用が不安定であることも踏まえ『健康的で文化的な最低限度の生活』の基準として最低賃金の時給を1,500円としました。時給1,500円で年間2080時間フルに働いて、名目年収312万円です。これでやっとまともな暮らしができる感じ…将来の年金不安に備える貯蓄の他に、地方では自家用車が必須ですし、買い物や連絡、情報収集のために、インターネットも必須です。

とはいえ、現状の829円の中から1,500円に上げることは、やはり1年でというのは無理でしょう。従って、1年目で1,300円、2年目から100円ずつ2年かけて1,500円に引き上げを図り、目標水準を達成することを主張します。なお2013年に日本政府は国連・社会権規約委員会より「日本の最低賃金が最低生存水準及び生活保護基準を下回っている」との指摘を受けており、「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定するに際し考慮する要素を再検討することを要求する」との勧告も受けています。現状の最低賃金が不当に低すぎるのです。

今年の最低賃金の引き上げ率が、新型コロナウイルスの影響への配慮から昨年まで4年続いた「3%」に届かない公算が大きくなったとの報道がありました。これに対して自民党の「最低賃金一元化推進議員連盟」（会長・衛藤征士郎衆院議員）は6月11日、「コロナ禍の厳しい状況にあっても、将来を見通し、最低賃金の水準を少しでも上げることに取り組まなければならない」などとする緊急提言をまとめています。3%という水準自体、不十分だと考えますが、委員の皆様には、せめて将来を見通した決定をなされるよう求めます。

新型コロナウイルス感染拡大防止を名目として、店舗や事業所、イベント等の「自粛」が要請され、多くの労働者が影響を受けました。休業のみならず、小・中・高等学校の一斉休校、幼稚園、保育園の休園等もあり、就業することをあきらめた労働者も大勢います。一方で、感染への危機感から仕事を自発的に休みたいと望みつつも、就業を余儀なくされた労働者も大勢いました。新型コロナの影

響は全ての人に同様であったわけではありません。ただ、一つ言えることは、自発的にせよやむを得ずにせよ、安心して仕事を休むことが出来た労働者はいないということです。我々がこれまで指摘してきたように、最低賃金に貼り付いた賃金水準の労働者にとっては、わずか一ヶ月の休業でも死活問題となります。加えて、医療や介護、配送、小売り等、社会活動を支えるために感染の危機があるとしても現場に出て働かなければならない労働者がいます。彼らの賃金は総じて低水準に留め置かれています。低賃金労働者に依存する形でライフラインが維持されているのです。

昨年は、年金不足問題が注目されました。年金だけでは暮らせないというのは、もはや常識となっています。厚生年金加入者で2,000万円必要と言われていますが、それだけの貯えを持つことは困難。まして、非正規職労働者や短時間労働者は国民年金加入となっているので、さらに厳しいと言わざるを得ません。40年働くとして、2,000万円貯めるなら年50万円の貯蓄が必要です。年収200万円では到底不可能です。いざという時のために手元に現金を残しておくのがやっとで貯蓄や投資等に回す資金がないのです。『健康的で文化的な最低限度の生活』を送るためには、貯蓄が出来るだけの賃金が必要であると考えます。特別定額給付金10万円は、貯蓄が無い状態では、その場をしのぐのに精いっぱい、「安心」にはつながりません。

所得を上げるために、各人がスキルアップなり資格取得なりをするべきだという意見があります。当組合の組合員の中には、30代後半で看護師免許を取得した者がいます。就学期間の収入減少があり、資力と体力、家族の支援なりが必要となります。実際には誰もがなしうることはありません。また、新たに資格を取得したとしても、就業した際には初任給扱いとなるため、所得が大きく増えるわけではありません。当該労働者は時給換算で253円しか増えていません。

全ての人に、職を失い、収入が途絶えるということが起こり得ます。リストラや派遣切り等もありますし、病気や事故、災害ということも起こり得ます。介護のための離職もあるでしょう。再就職の際に、過去の経験、スキルが活かせるとは限りません。誰でも、普通に働けば、健康で文化的な最低限度の生活をおくることが出来るために最低賃金制度があるのだと考えます。働いても生活できないというのは、社会を成り立たせる根本的な合意が崩れてしまいます。

最後に、私たちの主張は国の政策に係わる場所が多く、山口県の審議会では議論の対象となりにくい点多々あろうと思います。しかし、個々の委員の方にぜひ意識していただきたいことがあります。たしかに日本は市場経済の国＝資本主義国です。従って企業や個人が自由に利益追求をする権利があります。しかし、だからこそ、多数の人間の「健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利」を踏みにじることによって、一部の人間及び資本が利益追求を果たすことは日本国憲法第25条に照らして間違っているということを社会全体に徹底する必要があります。その意味で最低賃金審議会とは憲法第25条の重要な番人の一人であるということです。

(2) について

全国一律最低賃金制度の導入をはかるように求める理由を述べます。

現行の最低賃金は4ランク制となっており、Aランクに属する東京は1013円/時、Cランクに属する山口県は829円/時、その差は184円/時となっています。一日に8時間働いた

と仮定すると、一日につき 1,472 円、月 20 日の就労と仮定すると、月に 29,440 円の差が生じます。2006 年の改定時点では、東京が 719 円/時、山口が 646 円/時ですから、その差は 73 円/時で月に 11,680 円でしたが、現在では上記のように東京都と山口県の差は大幅に広がっています。これだけの差があれば、より高い賃金を求めて労働者が県外に移動する大きな要因になるでしょう。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、県をまたいだ通勤者の存在が注目されました。山口県においても、広島県や福岡県に通勤する労働者がいます。

所得、消費、給与、企業経営に関する指標などがランク分けの理由とされているようですが、現にある格差を前提にするものであり、結果として地域格差をさらに拡大しているものと言わざるを得ません。また、所得の向上を実現していくための教育、情報などの社会インフラ、健康に重要な影響のある医療機関の利用しやすさなどの点では地方は大都市と比較して、より多くの経費がかかりますが、それは考慮されていません。高齢者も自動車を保有しなければならない実態など、最たるものです。憲法第 25 条には、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたわれています。最低賃金は労働者の最低生活を保障するという性格をもつものであり、その水準を全国一律に定め、それを実現することが出来る地方の経済環境を政策によって作ることが政府に求められていると考えます。

政府は「より早期に全国加重平均 1,000 円になることを目指す」としています。これでは、東京等、人口の多い都市部の最賃が 1,000 円を超えた分、その他の地域の引き上げ額が小さくても目標を達成できてしまいます。地域間格差が是正されないばかりか、さらに大きくなる恐れがあります。そもそも、全国どこでも時給 1,000 円でも生活が困難であると考えます。ランク制度をあくまでも継続するというのであれば、その最低のラインが 1,500 円でなければなりません。加重平均 1,000 円はもってのほかです。

以上が、最低賃金全国一律制度導入を求める理由ですが、審議会におかれましても、全国一律最低賃金制度を先取りした答申を出していただきたく思います。多くの若者や労働者が地元での就職を望みながらも外に出ていかざるを得ない、あるいは出ていくように動機づけられています。賃金の格差が一因になっていると考えられます。人口が減ることが実際に地域の衰退につながっているというのは審議委員の皆さんも抱いておられる危機感だと思います。大都市においては人口の過密が、地方においては過疎が、生活の質を低下させています。地域の衰退を防ぐためにも、生活の質を維持し、向上するためにも、審議会におかれましては大都市との格差をなくすことを念頭に置いた議論がなされることを求めます。

(3) について

最低賃金審議会の審議内容は、2001 年施行の中央最低賃金審議会運営規定によって原則公開とされているにもかかわらず、金額決定の議論が行われる専門部会は公開されていません。貧困の拡大の中で二極化やワーキングプアが問題とされ、安倍政権による労働者派遣法の改『正』により生涯派遣の労働者が増える可能性が高まり、ますます最低賃金への社会的関心が強くなっている今日、実質的な審議が未公開であるということは、社会的に決して許されるものではありません。最低賃金審議会のあらゆる審議が公開されるべきですが、とりわけ最低賃金の実質的な審議が行われる専門部会の公開は絶対に必要であることを強く主張します。公開することで、より社会的注目が集まり、より良い議論ができるようになるのではないのでしょうか。また山口県最低賃金審議会運営規定第 6 条にも「会議は原則として公開する」とあります。特別な事情のある場合、会長権限で会議を非公開とすることがで

きるようですが、原則公開である以上、専門部会がすべて非公開であるのは民主国家としてあるまじき姿と言わざるを得ませんし、審議の公開に反対される審議委員の方がおられるという事実には愕然とします。

さらに、公開原則とその内容的な充実に関連して述べます。

連帯労組・やまぐちは派遣、有期雇用、下請け、アルバイトなどの不安定雇用労働者や女性労働者を中心に構成されています。賃金水準は月額 15 万円前後です。時給にすれば 900 円近辺の労働者です。その生活実態は極めて厳しいものです。

このような労働者の多くが働く中小零細企業では、個別企業における賃金の引き上げは簡単ではありません。このような事情から私たちは社会的規制、労働条件向上としての役割を持つ最低賃金制度に注目し、これまで審議会の傍聴を行い意見書や異議申出書を提出してきました。

しかし、最低賃金の金額が問題となるような労働者の労働条件と生活の現状をふまえた議論がほとんどなされていないことを強く感じてきました。そのため、再三、審議会での意見表明の場を求めてきました。それに対して、意見書を提出した上で意見陳述を申込んだ団体・個人から、参考人の意見陳述が実施されたことは、よりよい審議へ向けての一步と評価しています。さらに、次の一步として、参考人意見陳述の時間、及び質疑の時間を最低でも倍に増やし、多くの意見陳述や審議会委員との意見交換を出来るよう、つまり、審議会の活性化と充実を図るよう求めます。

以 上

2020年7月15日

山口地方最低賃金審議会

会長 井出 泰成 様

山口労働局

局長 村井 完也 様

山口県労働組合総連合

議長 中野 敏

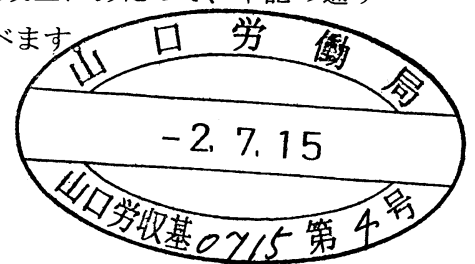
山口県労働組合総連合非

部会長 平島 真

「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第48号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあたって、下記の通り山口県労働組合総連合及び山口県労働組合総連合非正規部会の意見を述べます。

記



1、意見の趣旨

- (1) 山口地方最低賃金については1,500円以上をめざし、ただちに1,000円以上とすること。また、最低賃金引き上げ実現のための中小企業・小規模事業者への実効ある支援策を関係機関に求めていただくこと。
- (2) 最低賃金の決定にあたっては、地域（地方）間格差に配慮し、都市部との格差是正に最大限の配慮をすること。とりわけ、中央最低賃金審議会の目安答申によるランク制度Cに位置づけられる山口県については、目安答申を大幅に上回らない限り格差が広がり続けることを考慮願いたい。
- (3) 地域間格差は、地域経済の格差を生み出すことにもつながることから、「全国一律最低賃金制度」の創設を貴審議会として国および関係機関に働きかけること。
- (4) 貴審議会のすべての会合・審議の場を完全に公開すること。
- (5) 最低賃金決定への意見陳述の時間の大幅な拡大と多様な職種からの意見陳述の機会および一人当たりの意見陳述の時間を確保すること。また、異議申し立てへの意見陳述の機会を設けること。

2、意見の内容

- (1) 2020年度の山口地方最低賃金について1,500円以上をめざし、ただちに1,000円以上とすること、また、最低賃金引き上げ実現のための中小企業・小規模事業者への実効ある支援策を関係機関に求めていただくことについて

① 最低賃金時給1,500円以上をめざし、ただちに1,000円以上とすることについて

山口県労連は毎年2月、青年層が参加して「最低賃金生活体験チャレンジ」を実施しています。

今年2月1日～29日の間、山口県最低賃金時給829円、月額145,904円(829円×8時間×22日)から税や社会保険料を差し引いた月額119,317円で生活チャレンジしました(資料1「2020最低賃金生活体験チャレンジ」参照)。35名が参加し、32名(平均年齢25.3歳)から報告がありました。報告のあったチャレンジャーの平均支出額は月額192,400円となり、山口県最低賃金を大きく超える支出となりました。最低賃金月額と平均支出額との差額46,496円を時給に換算すると264円となり、最低でも時給1,093円が必要となります(参考までに、月労働時間を所定内平均労働時間に近い150時間で換算すれば時給1,283円が必要)。

山口県労連は、2019年5月に山口でふつうに暮らしていくための費用はどのくらい必要かについて試算する「最低生計費試算調査」(25歳単身)を発表しています。月額241,740円が必要との結果となり、山口で月に173.8時間働くと仮定した場合の時間給は1,391円となりました(月150時間で割れば時給1,612円)。

「最低生計費調査」は、暮らしていくために必要なものをゼロから積み上げていくマーケットバスケット方式を採用しており、「まともな」「普通の」「最低限の」「人並みの」生計費を算出するものです。これに対して「最低賃金生活体験」は、与えられた月額で暮らしていくことができるかどうかを実際に体験して明らかにするものであり、生計費を明らかにするものではありません。「なんとか」「かつかつ」「ぎりぎりに」がんばったけれども、こういう結果になったという調査です。算出された時給よりもチャレンジャーの声が重要です。(資料1「2020最低賃金生活体験チャレンジ」参照)

今回の調査で明らかになったのは、山口県の最低賃金ではまともに暮らしていくことが出来ないことであり、支出との差額を加えた時給1,093円でさえ、将来展望をもてず、その日暮らしの賃金に過ぎないという、あまりにも低すぎる最低賃金の実態です。

賃金は生計費原則が第一に重視されなければなりません。最低賃金としてふさわしい賃金は最低生計費でなければなりません。県労連が掲げる最低賃金時給1,500円以上をめざし、ただちに1,000円以上とすることは切実な要求であり、要求の根拠はこの2つの調査にあります。

新型コロナウイルス感染拡大のなか、景気低迷のために最低賃金引き上げの凍結を求める声もあります。雇用維持のために賃金引き上げは仕方ないという声もあります。しかし、コロナ禍で明らかになったのは、日本社会の脆弱性であり、非正規労働者の拡大、低賃金の蔓延による格差と貧困が進行してきたところにコロナが追い打ちをかけたというべきです。

その要因の一つに諸外国に比べて、これまであまりにも低すぎる日本の最低賃金の問題があります。

いま、コロナ禍のもとで、最低賃金近傍で働いている労働者は、もともと蓄えのないものも多く、暮らしは改善どころかさらに厳しい状況となっているのが現実であり、生活維持・向上こそ求められています。感染拡大を防ぐために活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場の多くを支えているのも最低賃金近傍で働く非正規労働者です。総務省「労働力調査」によると、非正規労働者数は2016年に2000万人を超え、2018年には2120万人と増加しており、雇用労働者に占める非正規雇用の割合はここ数年4割弱で推移しています。主たる生計者が非正規労働者であるという事態も普通に存在します。

コロナ禍だからこそ、最低賃金制度を最低生計費を保証する時給1,500円以上に引き上げる中で、8時間働けば誰もがどこでも人間らしく暮らせる社会、基本的人権など生存権が守られる社会に

変えていくことが求められています。こうした賃金底上げこそ、内需を喚起し、雇用を維持・拡大することにつながります。

総務省「労働力調査」によると、非正規労働者数は2016年に2000万人を超え、2018年には2120万人と増加しており、雇用労働者に占める非正規雇用の割合はここ数年4割弱で推移しています。非正規労働者数の増加と低賃金が「少子化」の要因となり、日本の将来を危うくさせていることは明白です。主たる生計者が非正規労働者であるという事態が普通に存在するもとの、将来にわたって労働力を再生産できる賃金、早急に時給1,500円以上を確立することが急務です。

② 最低賃金引き上げ実現のための中小企業・小規模事業者への実効ある支援策

一部の大企業は内部留保として儲けを蓄積していますが、多くの中小企業は最低賃金を引き上げるだけの支払い能力がないとの声があり、実際に引き上げは厳しいものがあります。また、人手不足と地域経済の疲弊に苦しむ中小企業にとって、最低賃金の引き上げには相当の覚悟が必要です。一方で、非正規労働者をはじめ多くの低賃金労働者の生活、命と健康が脅かされているのも事実です。

コロナ禍のもとで、政府は、休業手当を補助する雇用調整助成金の日額上限が8,330円から15,000円に引き上げられました。政府の積極的な施策を評価するとともに、このことは、時給1,000円では暮らせず、1,800円は必要だと政府も暗に認めたに等しいと考えています。こうした雇用調整助成金の改善と同様の積極的な施策が、最低賃金引き上げにも必要です。山口県内における2019年度の業務改善助成金の申請が7件で決定が5件であったと聞いていますが、あまりにも少なすぎます。生産性向上という高い条件も問題ですが、あまりにも政府の中小企業への支援が少なすぎるこの方が問題です。最低賃金は企業の支払い能力の前に生計費こそ考慮すべきであり、それが実現できるように中小企業を支援していくことこそ国の責務であるはずで、それが実現できるような中小企業を支援していくことこそ国の責務であるはずで、政府が有効な中小企業支援策を打ち出していないことが、最低賃金引き上げに対する抵抗となっているのではないのでしょうか。私たちも、労使ともに力を合わせ、国に対して「最賃引き上げに伴う中小企業への直接支援」や「最低賃金引き上げに伴う社会保障費への補助」などの施策をとるよう働きかけることが必要だと考えていますし、使用者側のみなさんも国に対して意見を上げていただきたいと考えています。

③ 最低賃金引き上げとジェンダー平等の課題

上述した①と②で、最低賃金引き上げが、貧困と格差解消などの社会政策として、また、内需拡大・雇用維持・地域経済の活性化などの経済政策として求められていることを指摘しました。もう一つの課題として、最低賃金引き上げがジェンダー平等の課題からも求められている課題だということも指摘します。

「あのとき最低賃金が1,500円だったら、離婚できていたかもしれない」との女性組合員の発言がありました。女性労働者の4割が年収200万円未満の低賃金労働者です。女性組合員の発言の裏には、夫の家庭内暴力に苦しみなながらも、離婚できない低賃金という現実が隠されています。

日本国憲法第13条は、「すべて国民は個人として尊重される」と定めており、一人ひとりが独立した個人として生活できることを保障しています。しかし、日本の最低賃金額は、暮らせる水準（生計費）に届いていません。求められる賃金水準は「8時間働けば普通に暮らせる賃金」水準です。

「主たる家計の担い手のとして夫とその妻子」という世帯モデルのもとで、女性の賃金を「家計補助的賃」「副収入」と位置づける考え方が根強く残っているのではないのでしょうか。日本の最低賃金が低額な背景には、こうした家父長的な考え方の風潮、女性を「家に帰属する存在」と見て、「生計者」として見ない悪しき慣習が残存しているものと思われます。

こうした悪しき慣習は、「女性の活躍」が叫ばれている昨今、早急に改善されなければなりません。「最低賃金1,500円」は、まさにジェンダー平等の課題です。

(2)「地域間格差」の是正、(3)「全国一律最低賃金制度」を創設するための働きかけについて

東京を中心とする首都圏や大都市部への人口流出がとまりません。首都圏に限らず、山口県は広島県と福岡県という大都市に挟まれた条件の下、これら他県への人口流出に歯止めがかからず、山口県の地域経済に深刻な影響を与えています。山口県内における働く場所の確保とともに、最低賃金の大幅引き上げ、地域間格差の是正は、県外への人口流出を食い止めるもっとも有効な手段であると考えます。また、都市部から地方へ戻ってくる際にも、最低賃金の地域間格差の是正は有効な手段であり、コロナ禍のもとでの都市部の「3密」回避にも役立ちます。「全国一律最低賃金制度」のような、全国の最低賃金が格差のないものであることが地方の活性化につながります。

中央最低賃金審議会がA～Dランクに位置づけて発表する「目安答申」のランク間の格差を維持していたのでは、地域格差はなくなるどころか拡大する一方です。現に、次の「東京及び山口県近隣の他県における最低賃金の推移」のとおり、Bランクの広島県とCランクの山口県との格差は2005年に7円であったものが、2019年には42円に拡大しています。東京都と山口県の格差は2005年時点で72円から2019年時点で184円へと112円も拡大しています。2019年の現時点で、東京都と山口県の年収の差は38万8,608円にもなります。「目安答申」を大きく上回る最低賃金の決定がない限り、都市部と地方の賃金格差は是正されません。政府目標の「加重平均で早期に1,000円」としても、山口県の最低賃金は1,000円未満のままで、この問題は解決されません。

東京及び山口県近隣の他県における最低賃金の推移

(円)

	2005年	2010年	2015年	2019年	2019年－2005年
東京 (A)	714	821	907	1013	299
島根 (D)	612	642	696	790	178
岡山 (C)	644	683	735	833	189
広島 (B)	649	704	769	871	222
山口 (C)	642	681	731	829	187
福岡 (C)	648	692	743	841	193
東京と山口の格差	72	140	176	184	112

地域間格差を容認する根拠として「生計費」があげられています。しかし、山口県労連も参加した全労連「最低生計費試算調査」の結果からも、25歳単身で全国どの地域でも時間額約1,500円(月150時間換算)は必要であるという結果が出ています。2019年には東京都の結果も発表されま

した（資料2「最低生計費試算調査・総括表」参照）。これによれば、都市部と地方都市の生計費は、消費支出項目によって地域により違いがあるものの、結果としては相殺されて、最低賃金の格差ほどに大きな隔たりはなく、実質的な生計費は都市も地方も変わるものではないということが明らかになりました。「生計費」は、地方の最低賃金が安くていいという根拠にならず、ランクの解消と「全国一律最低賃金制度」創設の必要性を明らかにしています。また、コンビニエンス・ストアなど、同じ仕事をしているのに地域によって賃金が異なるということも解せません。

私たちが求めている「全国一律最低賃金制度」の確立には、「最低賃金法」の改正が必要です。法改正は、地方最低賃金審議会で求められている審議事項でないことは十分承知していますが、法制度が矛盾を引き起こしている以上、地方最低賃金審議会で最低賃金の「地域格差」是正について議論する過程で、根本的な解決方法としての「全国一律最低賃金制度」を議論することも必要ではないでしょうか。その議論の公開も有益だと思われます。

「地域別最低賃金制度」は、世界的に見ればその国に特殊事情（広大な国土や多民族国家、連邦・州国家など）がある場合が多く、世界の大半が「全国一律最低賃金制度」となっています。日本のように国土が狭く、交通も発達している国では、地域別最低賃金はふさわしくなく、むしろ弊害が大きいと考えます。

（4）審議過程の完全公開と（5）多様な職種の意見陳述の機会確保について

最低賃金が低いゆえに、憲法が保障する基本的な生存権が脅かされることがあってはなりません。社会政策の一環として、労働者の「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法25条）が保障できるよう努めることは国の責務です。そのナショナルミニマムとしての最低賃金の決定が、最低賃金の適用を受ける労働者・国民にとって、非公開の場で決定されていはずはありません。最低賃金審議会は公開が原則です。原則公開を非公開とするには、なぜ非公開とするのか説得力のある説明が求められます。「静謐な環境のもとでの率直な意見交換」では説明にならないのではないでしょうか。しかし、肝心かつ実質的な審議が行われる専門部会が非公開のままとなっているのが現状です。山口県では昨年度から各専門部会における審議の概要を閲覧することが可能となり、これについては大いに評価するものですが、あくまでも概要であり、審議の内容や経過を検証することは事実上困難です。異議申し立ての期日までに議事録が全面公開されるわけでもなく、率直な異議申立のためにも専門部会の公開が求められます。公開により、最低賃金の水準または最低賃金のあり方についてなど、有益な結果をもたらすことも期待できます。少なくとも本審、専門部会に係る議事録の開示（たとえばホームページ上での公開など）、最低でも専門部会審議の概要（速報）の複写などは実現すべきです。

同時に、最低賃金に貼り付いた非正規労働者が増えているもとの、その声をいかに審議会にとどけていくかが求められています。多様な職種の意見陳述の機会確保とそれに伴う時間の確保ともに、「答申」に対する異議申し立てへの意見陳述の機会があつてよいのではないのでしょうか。

最後に、私たちが切望する最低賃金は全国一律に「時給1,500円以上、ただちに1,000円以上」という願いを真摯に受け止めた議論をお願いするとともに、審議会（専門部会）の議論が私たちにとって身近なものになることを切望し、意見とします。

以上

2020

最低賃金生活体験 チャレンジ

憲法第25条

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

最低賃金法第1条

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

1. 最賃生活体験の実施について

山口県労連は2020国民春闘で、「賃金底上げで地域活性化をめざす」として最低賃金要求を『ただちに時間額1,000円、めざそう1,500円』とかけました。

この方針に基づいて最低賃金による生活を体験し、現行の最低賃金が憲法25条・最低賃金法第1条の主旨にのっとって生活を保障しているかを検証しました。

この最賃生活チャレンジは、2002年から春闘の時期にあわせて実施しており、今年で19回目となります。

2. 最賃生活体験の実施方法

(1) 山口県の最低賃金は829円。

1日8時間労働、平均勤務日22日として得られる賃金額としました。

$$829円 \times 8時間 \times 22日 = 145,904円$$

(2) 賃金から差し引かれる所得税等の金額は次のとおりとしました。

・所得税	1,969円	
・住民税	3,939円	
・社会保険料	20,679円	合計 26,587円

(3) 月額賃金145,904円から、所得税等の合計額26,587円を差し引いた119,317円で生活体験を実施しました。

3. 最賃生活体験チャレンジ

(1) 実施期間

2020年2月1日～29日までの29日間

(2) チャレンジャー

・今年のチャレンジャーは35名

このうち、32名（男性：19名・女性13名 平均年齢25.3才）から報告がありました。

・組織の内訳は次のとおりです。

・自治労連	27名
・国公共闘	2名
・山農労	2名
・地域労連	1名

2020最賃生活体験結果

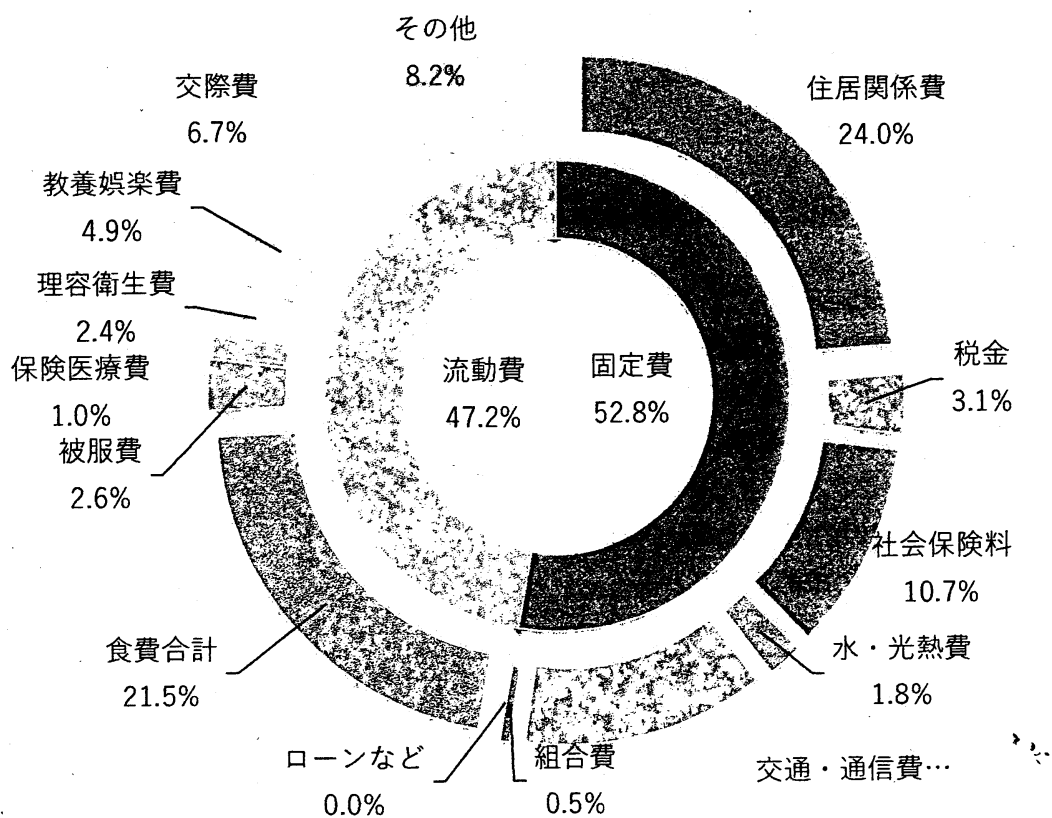
2月の賃金 145,904円 (時間給829円×8時間×22日)

今回の生活体験平均額 (結果)

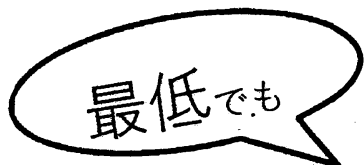
チャレンジャー32名

固定費		流動費	
費目	金額	費目	金額
住居関係費	46,153	食費計	41,296
税金	5,908	被服費	5,045
社会保険料	20,679	保険医療費	1,840
水・光熱費	3,506	理容衛生費	4,599
交通・通信費	24,405	教養娯楽費	9,361
組合費	988	交際費	12,893
ローンなど	0	その他	15,727
固定費計	101,639	流動費計	90,761

支出合計 192,400円



今回の最賃との差額は **46,496円**



これを時間給に換算すると **264円**
(46,496円÷22日÷8時間)

時間給1093円 (829円+264円)

は必要という結果となりました

◇最低生計費調査基準の所定内労働時間に近い150時間で換算してみると

2月の賃金は124,350円(829円×150時間)

今回の生活体験平均支出合計 192,400円-124,350円=68,050円

これを時間給に換算すると **454円** (68,050円÷150時間)

最低でも

時間給1,283円(829円+454円)が必要という結果になります。

最賃引き上げ状況

年度	時間額	引上げ額	年度	時間額	引上げ額
1997	610円	13円	2009	669円	1円
1998	623円	13円	2010	681円	12円
1999	627円	4円	2011	684円	3円
2000	632円	5円	2012	690円	6円
2001	637円	5円	2013	701円	11円
2002	637円	0円	2014	715円	14円
2003	637円	0円	2015	731円	16円
2004	638円	1円	2016	753円	22円
2005	642円	4円	2017	777円	24円
2006	646円	4円	2018	802円	25円
2007	657円	11円	2019	829円	27円
2008	668円	11円	2020		

あと**171円**の引き上げで **時間給1000円**に！

あと**671円**の引き上げで **時間給1500円**に！

年ごとの推移

02年～19年 19回目

	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年
最賃生活体験 チャレンジャー数(人)	12	9	12	17	15	18	15	23	25	28
時間額	637	637	637	638	642	646	657	668	669	681
2月賃金	101,920	101,920	101,920	102,080	102,720	103,360	105,120	106,880	107,040	108,960
税金	1,504	690	328	1,996	2,150	2,133	2,250	2,922	2,940	3,149
社会保険料	14,664	13,799	13,949	12,279	12,286	12,782	14,347	14,117	14,117	14,117
食費合計	32,694	37,149	33,955	40,745	34,089	42,928	23,305	35,143	37,362	35,098
住居関係費	22,634	36,023	28,710	29,339	24,822	24,781	25,925	27,981	26,067	32,037
水・光熱費	5,512	6,352	4,809	9,930	9,847	5,376	10,789	6,370	5,881	6,567
交通・通信費	9,675	10,963	11,926	4,020	13,389	12,389	15,035	17,474	15,774	16,395
被服費	3,478	3,305	3,043	2,436	1,578	4,377	1,428	1,790	1,402	4,360
保険医療費	3,675	3,077	8,231	4,844	6,232	3,982	2,655	2,626	4,796	3,331
理容衛生費	3,642	2,444	2,461	1,875	1,986	2,637	3,021	3,818	3,251	2,470
教養娯楽費	8,926	6,968	8,323	9,404	5,204	7,874	6,582	6,018	12,074	6,963
交際費	6,127	12,406	24,866	7,125	8,043	10,024	15,691	7,303	5,936	10,611
組合費	1,934	1,185	1,338	2,138	2,254	1,815	2,092	1,252	1,699	1,480
ローンなど	8,125	667	3,484	2,317	10,998	0	0	2,126	160	0
その他	12,596	13,420	12,134	24,148	21,655	13,651	8,490	13,195	10,599	6,498
支出合計	135,186	148,448	157,457	152,596	154,533	144,749	131,610	142,135	142,058	143,076
最賃との差	-33,266	-46,528	-55,537	-50,516	-51,813	-41,389	-26,490	-35,255	-35,018	-34,116

年ごとの推移

02年～19年 19 回目

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
最生活体験 チャレンジャー数(人)	34	23	20	30	18	27	30	23	32
時間額	684	690	701	715	731	753	777	802	829
2月賃金	114,912	121,440	123,376	125,840	128,656	132,528	136,752	141,152	145,904
税金	3,369	3,296	3,390	3,723	4,104	4,495	4,690	5,200	5,908
社会保険料	14,992	16,417	17,719	17,955	18,237	19,498	19,445	20,643	20,679
食費合計	43,547	36,510	40,762	42,229	46,075	39,611	37,210	42,190	41,296
住居関係費	30,397	34,304	42,276	41,041	46,136	42,344	42,314	43,857	46,153
水・光熱費	6,626	7,976	4,530	3,732	2,602	3,271	3,760	5,605	3,506
交通・通信費	12,197	18,429	16,513	16,676	18,586	20,730	13,748	15,093	24,405
被服費	4,394	5,254	2,644	3,619	5,229	3,805	3,393	5,109	5,045
保険医療費	5,119	2,632	3,644	2,317	4,486	1,928	1,844	1,963	1,840
理容衛生費	4,741	2,254	1,669	3,809	4,825	3,649	2,819	1,976	4,599
教養娯楽費	16,687	12,111	9,890	6,379	9,097	6,435	12,540	9,750	9,361
交際費	7,074	10,809	6,878	12,463	9,572	8,958	6,941	17,498	12,893
組合費	1,884	2,437	1,713	1,634	1,375	1,759	1,582	1,818	988
ローンなど	0	3,087	463	2,401	961	1,044	4,449	3,985	0
その他	15,944	13,851	21,601	17,468	9,379	8,580	24,571	15,951	15,727
支出合計	166,971	169,367	173,692	175,446	180,664	166,107	179,336	190,668	192,400
最賃との差	-52,059	-47,927	-50,316	-49,606	-52,008	-33,579	-42,584	-49,516	-46,496

2020最賃生活体験 チャレンジャーからの声

○今回は基本的に出費が少なかった。そのためマイナスにはならなかったが残額的にも厳しいなと感じた。

○一日の支出可能額を算出した時点で赤字だったので気楽に体験でき、自分の生活を改めて見つめなおす機会にもなったので良かったです。体験の感想として、現状の最低賃金で生活はできるが交際費や娯楽費に回すお金が無いので充実した生活は難しいなと感じました。また急な出費や貯金その他必要になってくるであろう費用など色々計算したらとてもじゃないが生活はできないと思います。それだけでなく消費増税で生活が苦しくなるので最低賃金は上げたほうがいいと感じました。

○貯金ができません。食費や交際費を削っても難しい。

○今回2回目の最賃生活体験であった。結果として前回よりも3万多い、4万円の赤字となった。感想としてはやはり最低限の生活は出来るが娯楽等に使えるお金が少なく、楽しい生活を送るためには賃金を上げることが必要だと考える。

○1ヶ月間の最賃生活を経験し、改めて最低賃金の低さを実感した。1日支出可能金額目安が2212円を意識しながら生活をしていたが、日常生活の中で必要な食費等の支出を差し引いた残りの予算では、娯楽などに使える予算がほとんどないことが分かった。

近年話題となっている「働き方改革」に掲げられるのは主に労働時間に関することであるが、最低賃金の引上げが最も必要であると考えます。

今回の最賃生活体験の結果が、最低賃金引上げの必要性をアピールするきっかけになることに期待する。

○今回初めて最賃生活に挑戦した。結果は、約1万円の赤字となった。最賃生活を終えての感想としては、食事等の最低限の生活ができる費用はあるが、娯楽や貯金に充てるお金が全く無かった。つまり、今の賃金では楽しい生活が出来ないのではないかと思う。貯金もする余裕もないため、生活は苦しくなると考えられる。私は最低賃金を増やす必要があると思う。

2020最賃生活体験 チャレンジャーからの声

○毎年参加をして徐々に最賃が上がっている事も知ってはいますが、まだまだキツイ挑戦です。

○今回の体験を通じて最低賃金の低さを実感しました。1か月の可処分所得から固定支出を引いた金額の中で生活しようと思うと、1日当たり1392円しか使えないと分かり、あまりの少なさに驚きました。この賃金だと食費だけで精一杯になり、好きなことをしたり好きなものを買うことができないのではないかと思います。実際私はこの期間中、遊びに行ったりお買い物に行ったりしましたが、すぐにマイナスになってしまうと感じました。貯金は全くできないなと考え、将来が不安です。少しでも最低賃金が上がれば、余裕ができてもっと将来のことも考えることができると思います。労働組合等の活動によって、賃金をあげることもちろんだが、その他にも労働環境や労働条件の改善にも期待したいです。

○一応は達成しているが、設定の賃金ではやらないだろうということで計算から外しているが、本来なら共済の掛金で15000円程度、将来への積み立てとして40000円かかっている。確かに何も起きなければ、その日暮らしはできるかもしれないが、その賃金では病気になったりしたときに対応できず、将来への貯金もできない。このように何も不都合なことが起きないことを前提としたものが最低賃金で設定されているが、果たしてそれで最低限度の文化的な生活ができるものなのかは疑問が残る。

○あまりお金を使うことがないため、余裕で生活ができと思っていたが、全然余裕がなかったことに驚いた。もう少しまともな食事をしていけば、月2回の娯楽にも出費が出来ないことを考えると、とても最低賃金で健康な生活が送れるとは思えない。

○生活できるわけがないと思う。結婚式などのお祝い事が入ると圧倒的にお金が不足する。節約したとしても何かあった時すぐになくなっていく。日常生活や人との付き合いを極限に減らしたりと辛い思いをする。必死になって働いているのに、疲れて帰ってお金の事を考え、料理を作り、節約し、友達とも会うことを控え、生きるのが辛く感じると思う。最低賃金は早急に改善すべきだと思う。

2020最賃生活体験 チャレンジャーからの声

○私は現在実家で暮らしているため、食費はほぼ固定だった。そのため食費については実際の収支と完全に一致はしないが、普段は家計簿をつけていないので、今回の取り組みで自分の生活を見直すきっかけになった。最低賃金で現在の一定の生活を保つと、1カ月の支出可能金額（可処分所得－固定支出合計）が33453円というのは少ないと感じた。また、今回の取り組み期間中には発生しなかったが、突発的に発生する医療費や冠婚葬祭といった臨時出費を考えると、一定額は貯金に回さないといけないと感じたが、この最低賃金の額では貯金も難しいと感じた。

○一人暮らしを始めたばかりでいつもよりは多くお金がかかっていると思うが、貯金をすると考えると少し厳しいと感じた。

○実家へ入れる金額、携帯料金、ガソリン代など、必要経費のみでかなり引かれることがわかった。現段階においては、不必要な出費は極力避けないと貯金も難しい。

○家賃、光熱費、食費などの生活に必要な出費に関しては仕方がないが、自由に使えるお金が非常に少ないと感じた。生活に必要な出費でさえも119,317円でまかなえるかも不安である。

○自分はビールが好きなので、実家に住んでなければもっと支出があると思います。とても人間らしい暮らしができるとは思えません。これでもかなり儉約しています。

○こんなに毎日お金を使って生活していることに驚いた。一日2000円くらいでは到底生活できない。奨学金を返している人がいたら返せないと思う。

○車検等があったとはいえ、可処分所得の倍以上を消費してしまった。最低賃金で生活することは、独身で健康であれば不可能ではないでしょうが、結婚はおるか友人の結婚式に出席することすら困難な寂しい生活になると思われれます。人並みの幸せを得るためには、最低賃金の底上げは必須ではないでしょうか。

2020最賃生活体験 チャレンジャーからの声

○奨学金の返済、食費や交際費等お金がかかることが多く、最低賃金で生活する厳しさがよくわかった。今回は3泊で遠出をしたため、普段より交際費など多くかかった。何かの出費のときに貯金をしないとまかなえない状況だが、最低賃金で生活をして、その上で貯金となると難しいと思った。家賃、光熱費、保険などの固定費を引いただけでほぼ③(1ヵ月の可処分所得)の値と同じくらいになった。生活していきません。

○今月は前もって予定が多く入っていたので、早々にオーバーしてしまった。学生のアルバイトならまだしも、社会人でこの賃金は貯金もできない。その月その月暮らしの生活になってしまい、日々の楽しみとなっている趣味にもお金をかけられない。人間として文化的な生活が送れないのは辛いです。結果的に仕事へのパフォーマンスが落ち、最賃を押しつけたところへ最悪の形で返ってくることでしょう。

○たまたま大きな買い物をした月だったため、大幅に収支決算が下回ったが、大きな買い物をしていなくても、さほど余裕のある生活をおくれないと感じた。実家で生活してこのような状態であるため、一人暮らしをすればかなり切り詰めの生活になるのではないかと感じた

○保険等の支払いや娯楽費をなくせば収支がプラスになるかもしれませんが、正直難しいと思いました。

○もし自分が119,317円で生活するとなったら自由が少なくてきついな生活をしなければならないと感じました。実家暮らしで1日の食費を考えたことなかったけれど、思ったよりお金がかかっていて驚きました。少くく余裕があって、好きなことができる生活をするのに、1ヶ月119,317円では足りないと思いました。

○今月は特に飲み等が多い月だったので支出が特に多かった。最賃生活を続けるのはかなりストレスが溜まってしまうと感じた。

2020最賃生活体験 チャレンジャーからの声

○最低賃金で生活するのはむずかしいなと思いました。今は実家暮らしだけど、一人暮らしをするとなったらもっとお金がかかりそうだと思います。

○こんなに毎週末あそんでいる訳じゃないので、先月はもっとまともな数字だったし、最低賃金でも生活できるかなって思いましたが、キレイでいい部屋に住みたいし、あそぶときにあそびたいし、飲みたいときに飲みに行きたいので、豊かな生活をおくるためにも賃金をもっと上げてほしいです。(大学生のときはお金が全く貯まりませんでした)これをきっかけに家計簿をつけ始めたので、がんばって続けたいと思います。

○実家暮らしで食費も家賃もほとんどかかっていないので、その分他の物にお金を使っていますが、食費・家賃があると仮定して計算してみると、今のような生活はできないことを実感しました。

○家計簿を初めてつけたので計算が大変だった。コロナウイルスの感染が広がっているため、外出や外食を控えたので普段よりは支出が少なかった。通勤は自転車なのでガソリン代は必要ないが、車検や維持費がかかるので大変な時もある。暖冬だったので野菜が安かったため、食費が意外と安く済んだ

○119,317円で生活するのはとても厳しいと思います。私は持病があるので毎月1万円を支払っており、車も所有しています。世の中にも持病がある人は、たくさんいると思いますし、様々な事情で医療費以外の支払いがある人もたくさんいると思います。現状では、満足な貯金もできず、かつかつな生活です。

○毎回言えることだが、冠婚葬祭が入れば生活が大きく揺らぐ非常に厳しい生活である。ましてや自分が病気をすれば死活問題になる。

2020 春闘最賃生活体験集約表

NO	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
男/女	男	男	女	男	女	男	男	女	男	男	男	男
税金	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908
社会保険料	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679
食費合計	61,100	48,568	56,800	31,000	34,635	37,600	33,200	51,980	54,800	37,561	51,680	39,900
住居関係費	44,000	62,000	43,000	62,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	25,000	53,000	43,000
水・光熱費				4,400						21,000	7,600	
交通・通信費	43,500	9,074	2,500		4,000		13,000	22,464	20,000	12,000	9,800	84,000
被服費			19,800		4,180	3,500		13,500	7,000	6,000	4,800	
健康医療費		5,500						3,000	10,000	3,000		
理容衛生費			18,200	3,000	1,000	1,500		6,520	8,000	0	5,700	1,100
教養娯楽費	9,000				1,540	43,300				16,000	11,000	22,600
交際費				57,500	45,200		6,000	62,640	25,500	0	4,000	5,000
組合費					3,244	2,000	1,790			1,000		2,919
住宅ローンなど										0		
その他	7,200	3,630	11,700	20,000	29,019			10,000		0	135,000	
支出合計	191,387	155,359	178,587	204,487	192,405	157,487	123,577	239,691	194,887	148,148	309,167	225,106
最賃との差	-45,483	-9,455	-32,683	-58,583	-46,501	-11,583	22,327	-93,787	-48,983	-2,244	-163,263	-79,202

2020 春闘最賃生活体験集約表

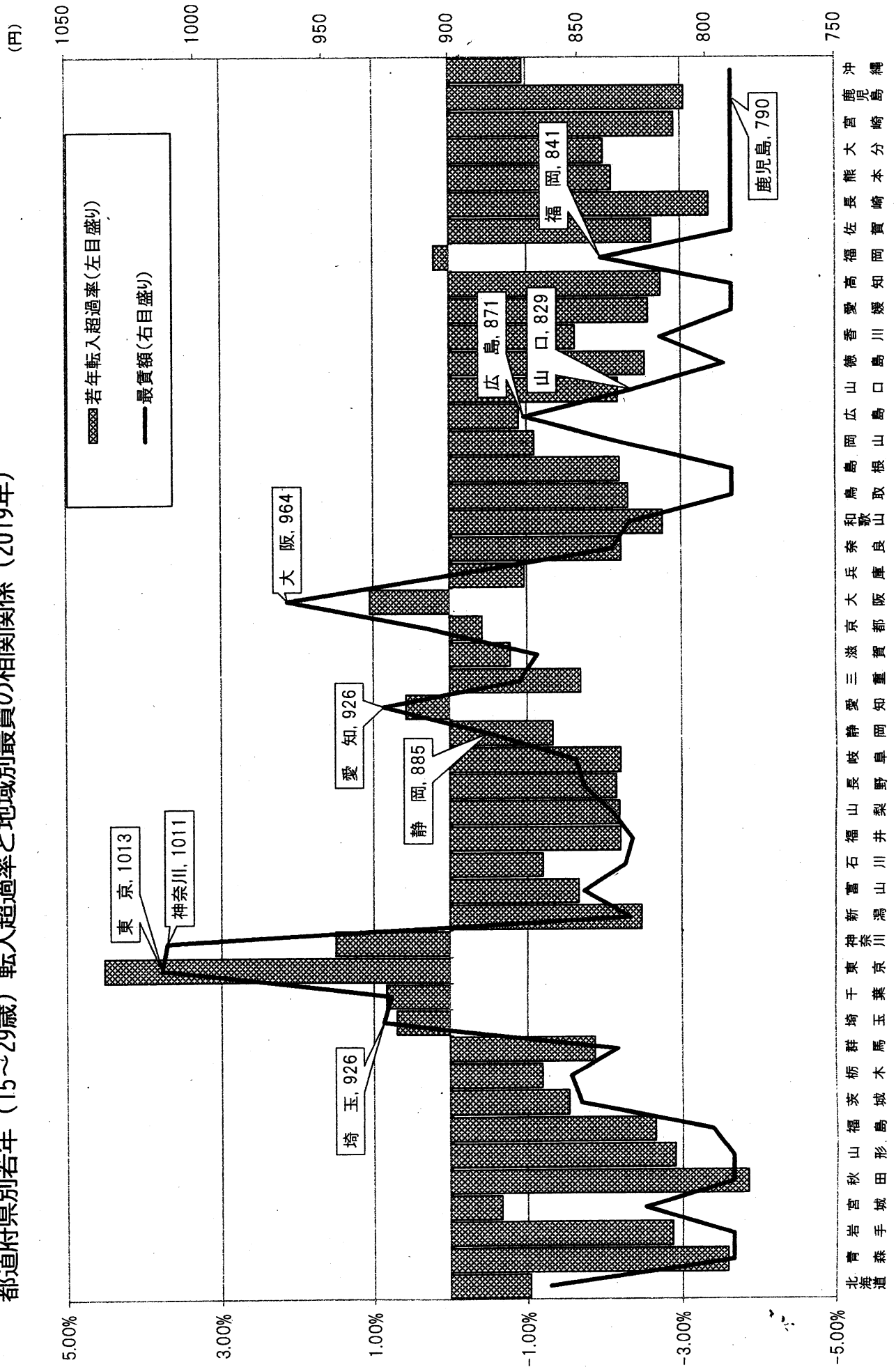
NO	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
男/女	男	男	女	男	女	女	男	男	男	女	男	男
税金	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908
社会保険料	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679
食費合計	26,220	40,680	42,779	51,222	48,200	20,364	28,000	34,133	42,100	39,640	32,100	60,400
住居関係費	43,000	35,074	46,659	65,000	43,000	55,692	43,000	43,000	55,000	43,000	43,000	43,000
水・光熱費		15,462				8,361	10,000		15,000			10,000
交通・通信費	17,898	14,518	14,000		16,000	12,566	70,000	16,954	13,000	20,157	11,000	30,000
被服費			2,499		8,700	12,737				6,800		
健康医療費			1,650		700	4,891						
理容衛生費		3,000		6,000		5,647	3,000			5,630		
教養娯楽費	3,800		3,025	31,384		8,330	5,000	12,153	35,900	4,350	4,200	
交際費		10,800	8,600	19,430		3,600	19,000	5,000			11,000	1,000
組合費	1,459	2,397	1,790			2,500		1,790	1,900	2,180	1,459	
住宅ローンなど												
その他	17,122	110	14,430		35,500	48,283		23,063	700	17,130	1,600	6,000
支出合計	136,086	148,628	162,019	199,623	178,687	209,558	204,587	162,680	190,187	165,474	130,946	176,987
最賃との差	9,818	-2,724	-16,115	-53,719	-32,783	-63,654	-58,683	-16,776	-44,283	-19,570	14,958	-31,083

2020 春闘最賃生活体験集約表

NO	25	26	27	28	29	30	31	32
男/女	女	男	女	男	女	女	女	女
税金	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908	5,908
社会保険料	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679	20,679
食費合計	32,185	45,385	41,800	64,850	27,011	50,328	41,836	13,444
住居関係費	67,026	43,000	43,000	4,000	54,035	48,434	78,000	34,000
水・光熱費	14,000				6,373			
交通・通信費	18,780	17,053	174,000	20,620	8,595	43,620	41,863	
被服費	12,054	2,436			40,864	1,100	13,000	2,487
健康医療費			8,000	8,500	2,032		5,063	6,558
理容衛生費	6,720	2,800	7,000	10,000	2,584	10,271	17,859	21,658
教養娯楽費	11,044	8,800		21,170	6,375	13,517	19,587	7,480
交際費	73,168	4,000	18,000	11,000		6,643	15,516	
組合費		3,024						2,188
住宅ローンなど								
その他	24,434	32,467		42,425		220	13,700	9,546
支出合計	285,998	185,552	318,387	209,152	174,456	200,720	273,011	123,948
最賃との差	-140,094	-39,648	-172,483	-63,248	-28,552	-54,816	-127,107	21,956

費目	合計	平均
税金	189,056	5,908
社会保険料	661,728	20,679
食費合計	1,321,501	41,296
住居関係費	1,476,920	46,153
水・光熱費	112,196	3,506
交通・通信費	780,962	24,405
被服費	161,457	5,045
保険医療費	58,894	1,840
理容衛生費	147,189	4,599
教養娯楽費	299,555	9,361
交際費	412,597	12,893
組合費	31,640	988
ローンなど	0	0
その他	503,279	15,727
支出合計	6,156,974	192,400
最賃との差	-1,342,142	-46,496

都道府県別若年（15～29歳）転入超過率と地域別最賃の相関関係（2019年）



最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連 最低生計費試算調査PT
2020年7月

都道府県名 自治体名	愛知県		京都府		広島県		香川県		高知県		山口県		福岡県		佐賀県		長崎県		鹿児島県			
	名古屋 A/男性	名古屋 A/女性	豊橋市 A	京都市 B/男性	京都市 B/女性	広島市 B/男性	広島市 B/女性	高松市 C	高松市 C	高知市 D	高知市 D	山口市 C/男性	山口市 C/女性	福岡市 C/男性	福岡市 C/女性	北九州市 C	佐賀市 D/男性	佐賀市 D/女性	長崎市 D/男性	長崎市 D/女性	鹿児島市 D/男性	鹿児島市 D/女性
消費支出	163,083	163,213	172,231	178,390	175,640	152,021	162,811	172,761	174,873	175,795	161,660	169,945	184,363	178,127	178,887	164,737	168,907	164,737	168,907	176,843	178,056	
食費	38,457	31,711	38,457	44,441	35,347	35,768	39,024	42,767	36,886	29,181	43,686	32,657	44,101	39,025	30,274	39,434	32,120	39,434	32,120	39,941	31,445	
住居費	45,000	45,000	32,000	41,667	41,667	37,000	35,000	34,895	33,000	33,000	32,000	32,000	30,000	34,500	34,500	39,000	39,000	39,000	39,000	34,000	34,000	
水・光熱	7,510	6,551	7,510	7,419	8,434	8,958	5,991	6,853	7,245	11,446	7,722	9,184	7,743	8,150	9,694	8,109	9,645	8,109	9,645	8,101	9,636	
家具・家事用品	3,480	3,600	3,799	3,836	3,922	3,677	6,160	3,994	4,168	4,125	3,697	4,090	3,697	3,561	3,911	3,797	3,940	3,797	3,940	3,401	3,779	
被服・履物	8,426	8,406	8,272	5,921	4,247	7,170	7,576	7,868	6,654	5,852	7,108	8,681	7,108	5,635	5,111	7,092	8,284	7,092	8,284	5,680	6,733	
保健医療	2,186	5,016	2,186	1,137	2,733	6,372	2,420	2,454	1,091	2,345	1,168	3,729	1,162	1,184	3,779	1,174	3,746	1,174	3,746	1,181	3,768	
交通・通信	19,062	18,872	40,639	18,612	18,612	12,464	34,862	34,755	40,417	40,417	15,613	21,188	41,686	41,856	41,856	15,649	41,856	15,649	41,856	39,469	39,469	
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教養・娯楽	17,745	17,764	17,521	27,510	27,531	26,856	11,645	17,003	25,749	24,891	24,739	25,191	24,739	25,964	25,976	23,327	24,930	23,327	24,930	21,257	22,302	
その他	21,217	26,293	21,847	27,847	33,147	13,756	20,133	22,182	19,663	24,538	25,927	33,225	24,127	18,252	23,786	27,155	31,593	27,155	31,593	23,813	26,924	
非消費支出	47,562	47,562	47,829	49,595	49,595	43,838	42,417	42,243	49,467	49,467	49,776	49,776	49,776	46,045	46,045	43,655	43,655	43,655	43,655	43,115	43,115	
非消費額比率	20.96%	20.95%	20.16%	20.18%	20.43%	20.78%	19.17%	18.19%	18.19%	18.19%	21.88%	21.04%	19.71%	19.03%	19.03%	19.42%	19.03%	19.42%	19.03%	18.15%	18.04%	
予備費	16,300	16,300	17,200	17,800	17,500	15,132	16,000	17,200	17,400	17,500	16,100	16,900	18,400	17,800	17,800	16,400	16,800	16,400	16,800	17,600	17,800	
最低生計費	179,383	179,513	189,431	196,190	193,140	167,153	178,811	189,961	192,273	193,295	177,760	186,845	202,763	195,927	196,687	181,137	185,707	181,137	185,707	194,443	195,856	
税引	226,945	227,075	237,280	245,785	242,735	210,991	221,228	232,204	241,740	242,762	227,536	236,621	252,539	241,972	242,732	224,792	229,362	224,792	229,362	237,558	238,971	
年額(税込)	2,723,340	2,724,900	2,847,120	2,949,420	2,912,820	2,531,892	2,654,736	2,786,448	2,900,880	2,913,144	2,730,432	2,839,452	3,030,468	2,903,664	2,912,784	2,697,504	2,752,344	2,697,504	2,752,344	2,850,686	2,867,652	
月150時間換算	1,513	1,514	1,592	1,639	1,618	1,407	1,475	1,548	1,612	1,618	1,517	1,577	1,684	1,613	1,618	1,499	1,529	1,499	1,529	1,584	1,593	
月155時間換算	1,464	1,465	1,531	1,586	1,566	1,361	1,427	1,498	1,560	1,566	1,468	1,527	1,629	1,561	1,566	1,450	1,480	1,450	1,480	1,533	1,542	
173.8時間換算	1,306	1,307	1,365	1,414	1,397	1,214	1,273	1,336	1,391	1,397	1,309	1,361	1,453	1,392	1,397	1,293	1,320	1,293	1,320	1,367	1,375	
2019年最賃額	976	976	909	811	871	829	818	790	829	829	841	841	790	790	790	790	790	790	790	790	790	
調査実施時期	2016年2月		2019年4月		2016年1月		2012年7月		2012年7月		2019年4月		2018年4月		2019年12月		2019年4月		2019年4月		2019年4月	

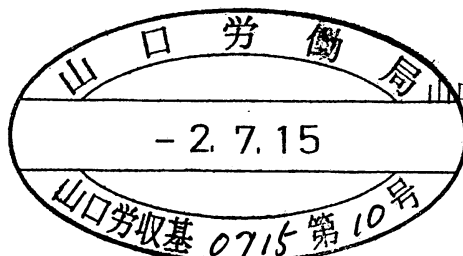
2020年7月13日

山口地方最低賃金審議会

会長 井出 泰成 様

山口労働局

局長 村井 完也 様



山口地域労働組合総連

議長 出合 仁

「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第48号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあたって、下記の通り山口地域労働組合総連合の意見を述べます。

記

山口県最低賃金の大幅引き上げを要求します。時給1,500円以上を目指して、直ちに1,000円を実現すること。

1. 理由

- 1) コロナ感染症により、解雇や求職になった非正規労働者がこの間の生活を立て直すため。
- 2) 将来に希望の持てる賃金とするため。
- 3) 職場でのキャリア形成を促すため。
- 4) 安定した収入を得て、安定した生活を維持するため。
- 5) 現在の最賃は、主たる収入で家庭を維持している家族がいることが前提の額になっており、独立して生活できる賃金ではない。また、子どもや高齢者など、働けない家族を扶養できる賃金ではない。

2. 意見

- 1) 使用者は最低賃金であれば雇える非正規労働者で人件費を最低限に抑え、仕事を選ばない労働者は仕事を掛け持ちすることでしか、生活を維持出来ず、体の不調を感じても受診する時間もお金の余裕もなく、病気で働けなくなったことにより、生活は破綻する。そこまで疾患が重症化すると、再びフルタイムの仕事に就くことが困難になるため、国がこれまで方針として掲げて来た「再チャレンジ」の機会を失うことになる。生活は悪循環に陥る。
- 2) 使用者は最低賃金を支払っていれば法律に違反していないので、最賃が上がった時しか賃金を上げようとしな。特に今はコロナ禍で経営が苦しいため、正職員は賃下げ、最賃は引き上げされな。いかに、そのままとなる。外食分野でも医療・介護分野でも最賃で働く労働者は多い。その多くが時間や経済にゆとりがないため、資格やキャリア形成をしたくても出来ないため、いつまでも最賃に据え置かれるケースである。最賃を上げるためには中小企業への支援が必要である。

- 3) 親が最賃で収入が低いと、その子どもの進路も制限される。子どもが将来に希望が持てない。また、親が仕事で不在にしている間、幼い兄弟や高齢者の世話をしなければいけない子供は学習に集中できず、将来の進路に影響を及ぼす。
3. 地域の将来の発展のためには、そこに働く労働者がゆとりある生活を送るための賃金が必要不可欠である。また、地域による格差をなくすために、全国一律最低賃金を創設してください。最賃の決定過程を明らかにするため、最賃審議会を公開してください。

以上

2020年7月15日

山口地方最低賃金審議会

会長 井出 泰成 様

山口労働局

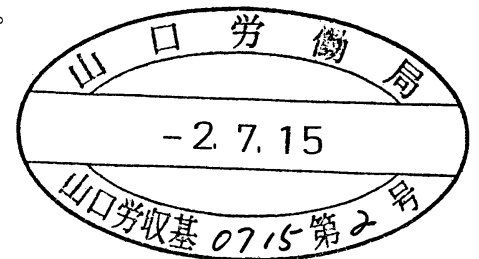
局長 村井 完也 様

山口県自治体労働組合連
執行委員長 中野 敏

「山口県最低賃金の改定決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」
に基づく意見

山口労働局一般公示第 48 号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあたって、
山口県自治体労働組合連合（山口自治労連）の意見を述べます。

記



1. 意見の趣旨

- (1) 山口県の地域別最低賃金を少なくとも時給 1,000 円とすること。また、時給 1,500 円
以上を早急に実現すること。

2. 意見の内容

- (1) 「山口県の地域別最低賃金を少なくとも時給 1,000 円とすること。また、時給 1,500
円以上を早急に実現すること」について

①生計費試算調査に基づく最低賃金

わたしたち山口自治労連は、山口県労働組合総連合（山口県労連）・非正規部会や山口県
公務・公共業務労働組合共闘会議（山口県公務共闘）とともに、2018年11月から2019年
3月にかけて、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条）を営むために必要な生計
費を試算するためのアンケート調査を実施した。

具体的には、生活のパターンを調べる「生活実態調査」および持ち物をどれくらい所有し
ているのかを調べる「持ち物財調査」を実施し、その結果を精査し生活に必要な費用をひと
つひとつ丁寧に積み上げていく「マーケット・バスケット方式」によって、最低生計費を算定

した。各費用の算定にあたっては、アンケートから見えてきた実態をもとに、「健康で文化的な最低限度の生活」という憲法上の権利を保障するために、「合意形成会議」と呼ばれる話し合いの場を設けた。

この調査には、2,029 件の回答が寄せられ、そのうち 10 代～30 代の実際に一人暮らしをしている 167 件分のデータを分析した結果、山口市内で若者が人並みの暮らしをするためには、男性＝月額 241,740 円、女性＝月額 242,762 円（ともに税・社会保険料込み）が必要であることが判明した。試算の月額を賃金収入で得るとすると、男性で 1,612 円、女性で 1,618 円（ともに時給）必要となる（一般の労働者の所定内労働時間に近い月あたり 150 時間、年 1800 時間で時給換算）。

最低賃金法第 9 条第 2 項には「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費…を考慮して定められなければならない。」と定められており、最低賃金は生計費試算結果に基づいて時給 1,500 円とすべきである。また、少なくともただちに時給 1,000 円とする必要がある。

②最低賃金に張り付く自治体非正規労働者 ～自治体キャラバンアンケートより

わたしたち山口自治労連は、山口県労連や山口県公務共闘とともに、毎年秋に県内の各自治体を訪問し、臨時・非常勤職員（非正規職員）の賃金・労働条件改善のために懇談を行っている。また、懇談の資料としてアンケートを実施し、非正規職員の賃金・労働条件について調査をしている。

そのアンケートから判明したことは、非正規労働者の賃金について最低賃金を基本としている自治体が相当数あるという事実である。下記の表は、一般職・臨時職員の時給（各年度のうちの最低額）と最低賃金額の推移を示したものだが、近年では、最低賃金額とさほど変わらず、最賃額の 10 円未満を切り上げた程度であることがわかる。

自治体アンケートにおける自治体内非正規賃金と最賃額の関係（単位：円）

	2011 年	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
時給	700	700	710	720	720	740	760	780	810
最賃額	681	684	690	701	715	731	753	777	802
時給と最賃の差	19	16	20	19	5	9	7	3	8

※例年のアンケート時期は 8 月であり、それに合わせて最賃額も各年 8 月の額とした。

たしかに、最低賃金法は地方公務員には適用されない（地方公務員法第 58 条第 1 項）。しかし、非正規職員の中には、最低賃金法が適用される特別職非常勤職員も存在する。また、一般職の非正規職員であっても情勢適応の原則（地方公務員法第 14 条）に基づいて、最低賃金の「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」（最低賃金法第 1 条）役割が果たされるべきであ

る。実際に、自治体キャラバンの懇談時（例年10月中旬）には、最賃額の改定が行われており、アンケート時の時給では最賃額を下回っている自治体では「時給を改善した」との回答がされている。

最低賃金法の趣旨に照らせば、自治体職場においても最低賃金額への関心は高く、山口自治労連として「山口県の地域別最低賃金を少なくとも時給1,000円とすること。また、時給1,500円以上を早急を実現すること」を求める。

③会計年度任用職員制度の導入について

地方公務員法等の「改正」によって、2020年4月から、各自治体において会計年度任用職員制度が始まっている。この「改正」は、最低賃金法をはじめ労働者保護のための民間労働法制の規制から外れる公務職場において、全国で労働条件がばらばらであった自治体非正規労働者の労働条件を統一し、改善を図るために行われたものである。

会計年度任用職員の給料は、原則として各自治体の給料表（国の行政職俸給表（一）を準用）に位置付けられることとなったが、山口自治労連の聞き取り調査の結果では、少なくとも自治体で給料表の1級1号に位置づけられる会計年度任用職員が存在する。

1級1号の給料額（1日7.75時間、週22日勤務として時給に換算）と最賃額を比較すると、近年その差は急速に縮まっていることがわかる。

また、高校卒業初任給とされる1級5号は、各年度の1級1号との差額は4,500円となっており、時給に換算すれば26円程度であり、自治体非正規職員だけでなく正規職員においても最低賃金額への関心は高い。

上記②で述べたように、最低賃金法は地方公務員には適用されないとしても、山口自治労連として「山口県の地域別最低賃金を少なくとも時給1,000円とすること。また、時給1,500円以上を早急を実現すること」を求める。

最賃額と給料表1級1号との関係（単位：円）

	2011年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
最賃額	684	690	701	715	731	753	777	802	829
1級1号	135600	135600	135600	137600	140100	141600	142600	144100	146100
時給換算	795	795	795	807	822	830	836	845	857
最賃比	116.3%	115.3%	113.5%	112.9%	112.4%	110.3%	107.6%	105.4%	103.4%

※最賃額は、各年度の改定後の額とした。時給換算は1日7.75時間、月22日勤務とした。

以上

2020年7月15日

山口地方最低賃金審議会
会長 井出 泰成 様
山口労働局
局長 村井 完也 様

山口県高等学校教員組合
執行委員長 高見 英

「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見
聴取に関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第48号に基づき、今年度の最低賃金改正にあたって、山口県高等学校教員組合の意見を述べます。

記

1、意見の趣旨

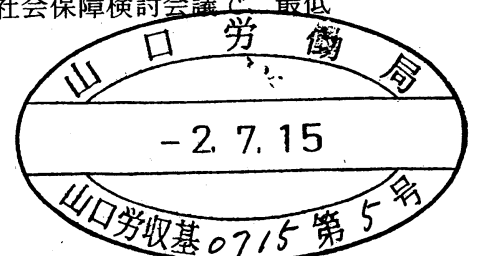
- (1) 今年度の山口県最低賃金の改正について、少なくとも時給1,000円以上とすること。
また、時給1,500円以上を早急に実現すること。
- (2) 首都圏・都市部への資本・労働力の集中や地域間格差を是正するため、全国一律最低賃金制度の創設を政府及び中央最低賃金審議会に要請すること。
- (3) 最低賃金引き上げのための、中小企業への支援を強化するよう国に要請すること。
- (4) 最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会と、最低賃金を決定する審議会が非公開とされていることは不当であり、審議の透明性および公平性を高めるために、専門部会を含め、すべて審議の場について完全公開とすること。
- (5) 本審、専門部会に係る詳細な議事録や概要(速報)の作成と開示、閲覧、複写を実現すること。また、開示、閲覧、複写に係る手続きを簡略化すること。
- (6) 最低賃金決定への意見陳述について、時間の拡大と多様な職種からの意見陳述の機会及び一人当たりの意見陳述時間を確保すること。
- (7) 異議申し立てに対する意見陳述の機会を確保すること。

2、意見の内容

- (1) 最低賃金を時給1,000円以上とすることについて

日本の最低賃金は、先進諸外国の最低賃金と比較しても著しく低くなっています。たとえば、各国の最低賃金額は、フランスが11.26ユーロ(約1,226円)、イギリスが8.72ポンド(25歳以上。約1,176円)、アメリカのワシントン州で13.5ドル(約1,446円、特別区は14.0ドル)、オーストラリアが19.84豪ドル(約1,476円)であり、日本円に換算すると、いずれも1,000円を超え、日本の2019年度の加重平均901円を大きく上回っています(2020年7月10日の為替レートで換算。端数切り捨て)。

2010年に政・労・使は「早期に800円以上に、20年度まで平均1,000円をめざす」ことで合意しています。また、安倍首相は6/3の全世代型社会保障検討会議で、最低



賃金について「早期に全国加重平均 1,000 円になることを目指すとの方針を堅持する」と述べています。

昨年、山口県労働組合総連合を中心に取り組んだ、「山口県最低生計費試算調査」でも、山口市在住、独身 25 歳が必要とする最低生計費は月額 24 万円となり、時給に換算すると、「1,600 円」が必要であることが明らかになっています。

こうした国の動静、県内の実態調査に基づくデータからも早急に「時給 1,500 円」、最低でも当面「時給 1,000 円」の引き上げを求めます。最低賃金は、公務員の初任給や諸手当の他、高卒で就職する生徒の賃金にも大きく影響します。若者が県内で自立した生活を営むためにも、最低賃金の大幅引き上げを求めます。

(2) 全国一律最低賃金制度の確立と中小企業支援について

最低賃金の「ランク制」には大きな問題があり、最低賃金が「地域格差」を生じさせるとともに、地域の賃金水準の決定につながっています。格差の拡大は、労働力の都市圏への流出を促し、地域経済の疲弊を助長させます。実際、県内の高卒生の就職状況を見ても、東部は広島県に、西部は福岡県などに流出しています。県内定住、人口流出抑制の観点からも、地域間格差を是正する全国一律最低賃金制度の確立こそ求められています。

また、地方の中小企業は、賃上げの必要性は感じながらも、企業の収益と事業の継続性に鑑み、賃上げに対し二の足を踏んでいるのが現状です。中小企業に対する減税や、社会保障費の負担軽減などの支援策を国に要請することを求めます。

(3) 審議会の在り方について

最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会が公開されていないことは極めて不当であり、どのような議論がなされたのかその概要さえ示されていないことは、地方自治法 115 条に定められた「議事公開の原則」に反します。国民の最低限の権利としての最低賃金決定が密室で行われているということ自体が異常であるにも関わらず、「活発な意見交換ができない」という理由で非公開とすることは、理解できません。

また、現在多様な職場・職種で非正規雇用の拡大が進み、最低賃金改正の影響を直接的に受ける労働者が多数存在します。そうした、労働者の声を幅広く反映させるべく、意見陳述の人数や時間の確保を求めます。

県内の多くの労働者の待遇にかかわる最低賃金の改正については、専門部会を含め、すべての審議の場について完全公開を求めます。公開こそが審議会の透明性および公平性を高めるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第 25 条）を担うにふさわしい人選がなされているのかどうかを国民・県民が判断することを可能とし、同時に審議会の権威を高めることにつながります。高等学校における主権者教育においても、会議や予算など、その透明性の重要性を生徒に指導しているところです。英断を求めます。

以上

2020年7月15日

山口地方最低賃金審議会
会長 井出 泰成 様
山口労働局
局長 村井 完也 様

コープやまぐち労働組合
執行委員長 長谷川 素

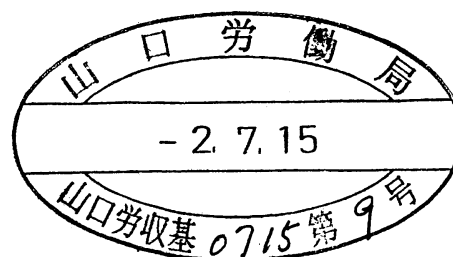
「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に
関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第48号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあつて、コープやまぐち労働組合の意見を述べます。

記

1. 意見の趣旨

- (1) 山口県の最低賃金を早急に1,000円に引き上げ、早期に1500円とすること。
- (2) 地域経済の格差是正の為に「全国一律最低賃金制度」の創設を審議会として国及び関係機関に働きかけること。
- (3) 最低賃金引き上げのため、中小企業を対象とした補助金制度、減税制度その他経営に配慮した支援を行うよう国に要請すること。
- (4) 山口地方最低賃金審議会のすべての会合・審議の場を完全に公開とすること。また本審、専門部会に係る詳細な議事録の作成と開示、閲覧、複写を実現し、市民が容易に利用できるよう、インターネット上で公開すること。
- (5) 最低賃金決定への意見陳述の時間の拡大と、意義申し出に対する意見陳述の機会を確保すること。
- (6) 最低賃金決定に際して、生計費に関する資料に基づき議論を行うこと。



2. 意見の内容

(1) コープやまぐちの従業員は、約900人います。そのうち非正規労働者(アルバイトも含む)は約8割を占めています。コープのトラックで商品を配達している人たちのほとんども非正規で、仕事内容も勤務時間も正規職員と同じです。お店で忙しく動き回っている従業員も、勤務時間こそ4時間や5時間契約の人たちが多いですが、ほとんどが非正規です。

まさに、コープやまぐちは非正規の従業員がいなければ、何ひとつ動かないのが実態だといえます。

お店のチェッカーの場合は、時給860円で月176時間働いたとして月収で15万円です。コープ内で最低時給の事務職の場合は、時給827円で176時間働いたとして月収14万円です。労働基準法に定められている8時間働いても、この月収です。これでは憲法25条で謳われている「健康で文化的な生活」を営むことは到底できません。働いていないのではなく、働いているのです。昨年発表された山口県労連の最低生計費試算調査でも、山口県で普通の暮らしをするのには月収24万円必要というデータも示されており、今の最低賃金829円では、到底普通の暮らしが出来ないのが明らかになっています。

生協では青年や職場を失った中高年の労働者が、非正規労働者として再就職してくる割合が増え続けています。一番の問題は、この時給では将来展望を描けないということです。昇給制度も頭打ちがある中、この職場でずっと働き続け、家庭を持つ将来像を描けないのです。

にもかかわらず、労働内容は従前の補助労働では全くなく、正規労働者とほとんど同じ仕事をし、基幹労働そのものです。唯一違うとすれば異動がないということだけです。7割以上、8割近くが非正規労働者という、まさに非正規労働者によって職場が回っている実態からすれば、ヨーロッパでは当たり前の同一価値労働同一賃金でなければなりません。

同一価値労働同一賃金という発想にならない最大の要因は、非正規労働者の時給が生協での働きに対する時給設定ではなく、地域相場をよりどころにしているからに他なりません。生協の中で最低時給のアルバイトは、まさに最低賃金にはりついてます。昨年の山口県の最低賃金が829円になったときに、アルバイトの採用時給をあわてて上げたというのが実情です。

最低賃金の改訂が、非正規労働者に与える影響力は極めて大きく、今では非正規労働者の生殺与奪の権をも握っているといっても過言ではありません。

(2) 世界の最低賃金制度は、全国一律制が主流です。ILO調査報告によれば、調査対象国101カ国中、59カ国(58%)と多数を占めており、特に発達した資本主義国で最低賃金法制を定めている国は、ほとんどが全国一律制度を採用しています。地域別最低賃金制をとっているのはわずかで、その多くが発展途上国か連邦国家で、面積が大きく、各地域の経済的な完結性が高く、かつ、地域間の格差が大きい国です。

コープやまぐちの職場においても、岩国市の事業所は時給の高いお隣の広島県に雇用が奪われ、毎年多くの欠員に悩んでいます。ランクBの広島とランクCの山口において、時給の格差はますます広がっていくばかりです。若い人であれば、移り住む選択をすることになります。また同じCランクの中でも中央の目安からの地域の上げ幅の違いもあり、山口県においてはCランクの中でもどんどん順位を落としてきている現実もあります。

他県への人口流出を防ぎ、山口県内の地域活性化のためにも、地域間格差の是正に取り組み、全国一律最低賃金制度の創設を国に要請するべきです。

(3) 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業が行われていますが、要件を満たすのが困難で利用数は極めて少ないのが現実であります。

中小企業にとって負担が大きいのは社会保険料です。厚生年金保険料率は労使で折半ですが、労働者の報酬月額により負担額が上限に達して頭打ちとなり、その結果、高所得者や大企業ほど負担が軽くなります。健康保険料も同様の頭打ち制度があり、「所得の再分配」という社会保障の重要な機能を損なっていると考えます。

地域経済を活性化するためにも、最低賃金の引き上げによって地域にお金を循環させるだけでなく、中小企業の経営に配慮した施策を行い、その経営を安定させることも必要です。現在の支援制度が、山口県においてあまりに低調な利用状況であることから、最低賃金を引き上げるにあたっては、中小企業を対象とした補助金制度、減税措置、その他経営に配慮した施策も行うよう国に働きかけるべきです。

(4) 最低賃金の金額は非正規労働者にとって、今後の生活に関わる重要なものです。非公開の理由が「正常な議論ができない」と言われるのは、傍聴者に対する差別と偏見であると思います。公開している鳥取では「公開後、議論が活発になった」と報告されています。活発な意見が交わってこそその審議会ではないでしょうか。

「意見書」や「異議申し立て」について、議論の内容説明が一方向的で不十分であり、質問さえも出来ないのが現状です。すぐさま全ての審議の場を公開とすることを求めます。公開しない場合は、本審、専門部会に係る詳細な議事録の作成と開示、閲覧、複写の実現。専門部会審議の概要の複写の実現、及び市民が容易に利用できるようインターネット上での公開を求めます。

(5) 意見陳述が行われるようになって6年目になります。以前コープやまぐちで働く時給労働者の実態を訴えました。意見陳述の時間が20分と決められており、一人当たり7分の時間しかありませんでした。ダブルワーク、トリプルワークをしながらの生活実態を訴えるのにはとても時間が足りません。陳述の時間を大幅に拡大することを求めます。また意義申し立てについても、同様に意見陳述の場を設けることを求めます。

(6) 最低賃金は、最低賃金法第9条第2項の規定により、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力、を考慮して定めなければならないとされています。

ところが、山口地方最低賃金審議会の資料には、「②労働者の賃金」の参考資料として「賃上げ要求・妥結状況」、「③通常の事業の賃金支払能力」の参考資料として「経済資料」が配布されていますが、「①労働者の生計費」に関する参考資料はありません。

審議にあたっては、最低賃金法第21条の権限を行使し、山口県における労働者の生計費を調査し、その参考資料をもとに最低賃金を決定すべきであると考えます。

以上

2020年7月15日

山口地方最低賃金審議会
会長 井出 泰成 様
山口県労働局
局長 村井 完也 様

生協関連一般労働組合
執行委員長 西崎

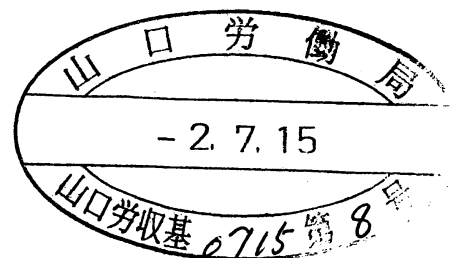
「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に
関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第48号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあたって、
生協関連一般労働組合中四国の意見を述べます。

記

1. 意見の趣旨

- (1) 2020年度の山口地方最低賃金を、コロナ禍であるからこそ直ちに時給1,000円以上とし、1,500円を目指していただきたい。
- (2) 最低賃金決定に際して、生計費に関する資料に基づき議論を行っていただきたい。
- (3) 「全国一律最低賃金制度」の創設を貴審議会として国に働きかけていただきたい。ランク制度の見直しを、国に働きかけて頂きたい。
- (4) 最低賃金引き上げのため、現在の中小企業支援の助成制度の問題点を明らかにし、改善策を国に働き掛けて頂きたい。
- (5) 山口地方最低賃金審議会のすべての会合・審議の場を、会議原則に基づき完全に公開としていただきたい。とりわけ専門部会の公開を実現して頂きたい。
- (6) 意見陳述の時間を大幅に拡大し、多様な職種からの意見陳述の機会を保障していただきたい。あわせて異議申し立てに対する意見陳述の機会を保障していただきたい。



2. 意見の内容

(1) 山口地方最低賃金を、直ちに時給 1000 円以上とし、1500 円をめざすことについて

当労組の一つの支部であるコープ CS ネット組合員サービスセンターは、中国 5 県の生協組合員さんからの注文や問い合わせを受ける電話オペレーターで構成されている労働組合です。昨年、当事者であるオペレーターからの意見陳述も行わせて頂きました。

現在の時給はこの春闘で 35 円のベアを勝ち取っても、ようやく 885 円です。主たる生計者として一日 8 時間、月 22 日働いたとしても月給で 155,760 円、年収で 1,947,000 円(一時金 0.5 ヶ月を足した 12.5 ヶ月として)です。いわゆるワーキングプアの境界線と言われている年収 200 万円に、あと少し届きません。現在の山口県の最低賃金 829 円との比較では、月収で 1 万円弱多いだけです。

春闘前段でおこなう生活実感アンケートで、最低でも毎月あといくら必要かの問いに対する答えは、5 万円という金額がほぼ半数にのぼります。それを時給換算すると、284 円になります。現在の時給にプラスすると、1,169 円です。つまり、少しでもゆとりのある生活をするうえで必要な時給は、1,000 円以上であることは明白です。

健康で文化的な人間らしい生活とは、ただ食べて、働いて、寝るだけではありません。青年が、将来に希望を持って働き続けることができ、家族を持ち養っていける、住居にしても親から独立して自立できる最低賃金でなければなりません。

新型コロナウイルスの影響で在宅勤務する労働者も増えてきましたが、食料品の販売、流通、介護・医療分野など、国民が日常生活を送るうえで欠かせない仕事に従事している労働者の多くは、最低賃金に張り付く時給で働く非正規労働者です。コロナウイルスに自ら感染する恐怖におびえながらも、働かなければ生きていけない現実を前に、仕事をせざるを得ない実態があります。こうした社会的に欠かすことのできない仕事をしている労働者が、8 時間働けば普通にくらしていける最低賃金でなければなりません。政府の雇用調整助成金の日額が、8,330 円から 15,000 円に引き上げられたことは、政府自らが 1000 円の最低賃金でも不十分であることを証明しているのではないのでしょうか。

山口県労連が昨年行った最低生計費試算調査結果によっても、青年が当たり前の生活を送るための時給は 1,500 円以上必要であることが明らかとなりました。生協労連の調査では、時給 1500 円、月収 23 万円、年収で 300 万円あって、はじめて健康で文化的な生活を営むことができる、社会保障費を充実させれば年収 270 万円でも可能という結果が出ています。(生協職場のパート労働者の実態については、「パート労働黒書Ⅶ」を参照のこと)

非正規労働者のこのような実態に鑑み、コロナ禍であるからこそ早急に時給 1,000 円以上の実現を求めます。また、非正規労働者の多くが労働組合に組織されていない現状の中では、地方最低賃金の引き上げが、労働条件を引き上げる唯一の手段となっていることにも留意していただきたいと思います。

(2) 生計費に関する資料に基づき議論を行うことについて

最低賃金法第9条第2項によれば、最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力、を考慮して決めなければならないとされています。ところが、山口地方最低賃金審議会の資料には、「②労働者の賃金」の参考資料として「賃上げ要求・妥結状況」、「③通常の事業の支払い能力」の参考資料として「経済資料」が配布されていますが、「①労働者の生計費」に関する参考資料はありません。

審議にあたっては、最低賃金法第21条の権限を行使し、山口県における労働者の生計費を調査し、その参考資料をもとに最低賃金を決定していただきたい。

(3) 全国一律最低賃金制度の創設とランク制度の見直しについて

全労連が全国で展開している最低生計費試算調査の結果からも明らかなように、最低生計費に必要な時給は、全国どこでも1500円～1600円前後という結果になっています。全国をA B C Dの4つのランクに分ける根拠は、もはや崩れているのは明らかではないでしょうか。地方から都市へと人口が流出する最大の要因である最低賃金の格差をなくし、全国一律最低賃金制度を確立することは、貧困と格差を解決するカギを握っているといえます。またコロナ禍の中で、都市部への人口集中を解消していく上でも全国一律の最低賃金制度確立は急務といえます。

ぜひとも貴審議会において議論をされ、現状の4つのランクに分けた最低賃金制度そのものを見直し、全国一律最低賃金制度を創設するよう、国に働きかけていただくようお願いいたします。

(4) 中小企業への支援について

中小企業経営者も、労働者が安心して働くことができる環境を整えることに反対してはおりません。地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者には、最低賃金の引き上げを保障する特別な財政措置を行うよう、国への働きかけをお願いします。現在の助成制度の利用率が極めて低い実態は、その制度自体が本当の意味で中小企業の支援策になっていないことを表しています。そのような制度を周知する方向ではなく、社会保険料の減免など実質的な援助の実現を国に求めて頂くよう切にお願いします。

あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請けいじめをただすことなど、コストが適正に反映される仕組みを整備するようお願いいたします。

中小企業経営者と労働者は、決して対立する関係にあるのではなく、地域経済を共に支え、成長させていくことが可能だと考えています。

(5) 議論の完全公開について

非正規労働者にとって、最低賃金がどのような金額になるのかは、自分たちのこれからの生活を営むうえで極めて大きな問題です。まさに生殺与奪にかかわる問題に直結し

ています。人間の命に係わる最低賃金について、どのような審議をされているのかを、是非とも完全公開していただくようお願いします。

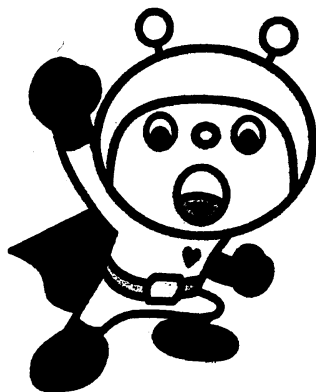
(6) 意見陳述について

意見陳述が出来るようになって、すでに5年を経過しました。意見陳述実現のための貴審議会のご努力に感謝するものです。しかし、配分された時間は、3人で20分であり一人あたり7分弱というものです。今年もこれを踏襲すると、審議会で決められました。しかし、どの陳述者も時間を気にしながら、最後は早口で意見を述べなければならない現場を何度も見ました。本当に最低賃金ぎりぎりで生活をしている人達の実情を知っていただくために、来年度に向けて、多様な職種からの意見を求めていただくとともに、陳述の時間をぜひとも延長していただくようお願いします。あわせて、意義申し立てについても、意見陳述の場を設けていただきますようお願いします。

以上

パート労働黒書 VII

**最低賃金は全国一律
1,500円以上に!**



人間らしく働き、暮らすために

正規と非正規の格差解消、均等待遇を前進させよう!

雇用の原則は「均等待遇」と「無期雇用」

2020年3月 全国生協労働組合連合会

はじめに 働く人々をめぐる実態

1. はじめに

生協労連は、毎年「パート労働黒書」を発行し、非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態をあきらかにしています。低すぎる賃金実態、正規職員との賃金格差、生活できない賃金のためにダブルワーク、トリプルワークをしなければならないなど、多くの課題が浮き彫りになっています。生協労連がおこなった「2020年春闘準備のための生活実感アンケート」でも「非正規」のみの収入で生活している世帯の割合がこれまでで最も高いことがわかりました。年代別では若い世代と、高年齢層での割合が高くなっています。また、「生活が苦しい」と回答した人は、60.2%となり、昨年を上回りました。今回の「パート労働黒書」の聞き取りでは「ダブルワークをしなければ生活できない」、「消費税が上がり、ますます生活が苦しくなった」、「親の働き方を見て子どもが進学をあきらめた」など、生協で働く人々をめぐる実態は、ますます過酷な状況になっています。

2. 働く人々をめぐる全般的な状況

現在、非正規労働者は2,166万人を超え、非正規率は39.2%（総務省「労働力調査」）となり、賃金が200万円以下のワーキングプアが13年連続で1,000万人以上（国税庁民間給与実態統計調査）になっています。また、相対的貧困率は、2015年は15.6%、2016年には15.7%（国民生活基礎調査）となり、約6人に1人が相対的貧困になっています。OECD経済審査報告書によると、日米欧主要7ヶ国（G7）のうち、日本は米国に次ぐ、2番目に高い比率になっています。貯蓄ゼロの世帯は、2人以上世帯で23%、単身では39%に達し「働く貧困層」が増えています。

一方で、日本で100万ドル（約1億1000万円）以上の金融資産を保有する人は281万人となり、アメリカに次ぐ世界第3位になっていて、富裕層と5億円以上の資産を持つ超富裕層がさらに増えつづけています。

3. 「パート労働黒書Ⅶ」から見えてきたもの

以下は「パート労働黒書Ⅶ」の概略です。生協や、その関連会社などで働く人からの聞き取りや手記は一部のものですが、多くの課題が見えてきました。格差と貧困がますます拡大している中で、私たちは誰もが人間として自分らしく生き、働き、暮らせる社会にするために声を上げていく必要があります。

- ① 賃金を大幅に上げ、納めた税金を社会保障に回し、安心して暮らせる社会にすること。
- ② 最低賃金が1,500円になれば休みを取って子どもと過ごす時間が持てること。
- ③ 貯金を取り崩しながらの生活、自分が倒れたらと、不安があること。
- ④ 子どもが親や、家庭の都合で進学や、部活など制約される実態にあること。
- ⑤ 今の生活が精一杯の状態、未来の生活が考えられないこと。
- ⑥ 病院に行きたくてもすぐにはいけないという実態があること。

1. 聞き取り編

1. 女性 30代

属性	女性 30代 配送パート
家族構成	3人家族 子ども 8才(小学2年生)、3才(保育園)
働き方実態	1日4時間 週5日 時給1,268円 働き始めて2年目
暮らしの実態	2年前、下の子が生まれて15日目に突然夫が亡くなった。夫は持病があり無保険だったので保険金はゼロ。夫の死後、乳児を抱え仕事もできず、暮らしに困り実家に同居したが、半年後パニック障害を起こし入院。ストレスの原因になっていた実家を出て築50年の市営住宅で子どもたちと暮らしている。気分的には楽になったが、残業をしながら13万円程度のパート収入と遺族年金で生活している。就学援助はあるが、学童保育の出費が大きい。
困っていること	生活のために1日契約やダブルワークをしたいが、子どもが二人とも喘息持ちで病院通いがあることや、自分の体力にも自身がないこと(貧血・低血圧・不整脈・白血球値が高いなど)もあってできずにいる。過労で倒れそうな時もあるが実家との関係性上、援助は期待できない。旅行や外食にも行けない。自分と子どもの将来がとても不安。 以前、子どもに「他のお母さんはネックレスやピアスしてお洒落しているのに、母さんは何もしてない」と泣かれ、一つだけ自分へのご褒美としてネックレスを買ったことがある。たまにスカートを履くと喜んでくれる。普段はほとんど服も買えず美容院にも行けないが、子どもには綺麗だと思われたい。
希望・要求	正規職員と同じように家族手当や住宅手当、一時金や退職金を付けてほしい。

2. 女性 50代

属性	女性 50代 パート
家族構成	4人家族 夫 単身赴任中 (15年以上現在も赴任中) 子ども 23歳 大学生 バイトをしている 子ども 22歳 大学生

働き方の実態	<p>ダブルワークをしている</p> <p>① 生協で1日午前から4時間 週4日16時間勤務（金土日が休み） 時給1,075円 入協は今年6月で10年</p> <p>② 他で月～土 午後15時～21時半（休憩なし）勤務時間も20時半で終れる時もありますが遅い時は22時を回ります。週6日（日が休み）営業職で出来高により毎月の給料は上下します。ガソリン代など持ち出しが多いため、時給換算すると最賃に引かかる賃金になっている。</p>
暮らしの実態	<p>もう何年も夫は単身赴任で、月に1回帰って来ますが、シングルと同じような生活になっています。22歳の子どもは関東の方に6年制の大学に通っていて学生寮で暮らしています。交通費や光熱費も三重に費用がかかり大変です。ダブルワークで稼いでも、夫や子どもの交通費などに消えていきます。23歳の子どもも大学に通いながらバイトをしています。</p> <p>夫も15年以上単身赴任をしていて子どもたちが小さい頃はさみしい思いをさせたと思います。時には夫の交通費を子どもたちの塾代にするため、夫に帰宅しないようお願いしたりしたこともありました。長期で単身赴任をしていると、夫婦でいる事にも労力があるし、家族でいるためにはお金が必要だととても感じます。</p>
困っていること	<p>子どもたちの学費も掛かり、22歳の子どもも大学生ですが、22歳を超えると扶養控除が減り、税金の負担が大きくなり困っています。まだまだ学費も掛かるため、貯金もできません。最近学生寮に入っている子どもが頻繁に帰ってきますが、仕事も忙しいため、あまり話もできず心配しています。自分自身の健康や、将来の生活も不安です。</p>
希望・要求	<p>賃金を大幅に引き上げ、自分たちが納めている税金を社会保障や年金などに回し、安心して暮らせる社会にしてほしい。</p> <p>今年4月からの「パート有期労働法」が施行されるが、夫の会社は組合がないので、正規の賃金は減らす事のないようにしてほしい。</p>

3. 女性 50代

属性	女性、50代
家族構成	本人、子ども2人（高校生と中学生）
働き方の実態	生協の店で働いている、他にも配達の仕事をしている。 実家の親の介護も手伝っている。 ダブルワークと介護でゆっくり休む余裕が無い。
暮らしの実態	夫と離婚したが、養育費はわずかに子どもの塾代に当てられるだけ。高校生になると、それも払われなくなる。 高校生の子は、家計の助けにアルバイトもしてくれている。だが、母子手当と働いた分を足しても生活は成り立たない。そのままでは、家計が足りずに、実家からも援助してもらっている。それでも足りずに、わずかばかりの貯金を取り崩す事も多い。 生活すべてに余裕が無いので、電気をつけっぱなしで、寝てしまっている子どもに怒ってしまったり、些細なことに腹を立ててしまう自分が嫌になる。
困っていること	今はまだ、母子世帯で医療費助成もあるので、体調の悪い時は病院にかかることができるが、将来的には（下の子どもが成長すれば）無くなる、不安。体調が悪くて休んでいるのに、[お金を稼げていない時間]という罪悪感に囚われる。 子どもたちの、クラブや持ち物にもお金がかかり、我慢させている事も多い。
希望・要求	最低賃金が1,500円あれば、月に1回ぐらいは休みを取って、子どもと遊びに行くこともできる。 お金の心配を今みたいにすることがいらぬなら、イライラとストレスを抱えなくても済むのでは。 1度しか無い高校生活を、好きなことをして（クラブ活動や友達たちのお喋りなど）過ごさせてあげられるのに。 いっぱいできることが、ある。

4. 女性 60 代

属性	再雇用パート
家族構成	1人暮らし 60歳 長男（独身）30歳 有限会社勤務 長女（既婚）34歳 主婦
働き方の実態	週4日間 1日6時間×4日=24時間 時給850円
暮らしの実態	月々10万円に満たない 消費税も10%になり、ますます苦しい
困っていること	60歳から再雇用になり、これまでの人事査定制度も無くなり、収入も月5千円は少なくなった。 風邪くらいでは医療費を考えると病院にも行けない。 少ない収入で、貯金も無いので老後が心配です。
希望・要求	安心して生活できる賃金（最賃を全国一律1,500円）にしてほしい。 厚生年金と国民年金の格差をもっと縮めてほしい。 定年が60歳、65歳、70歳とバラバラなので、せめて全国統一65歳にしてほしい。（人生100年の設計なんてできない）

5. 女性 60 代

属性	再雇用
家族構成	1人暮らし 66歳 長女 40歳 次女 38歳
働き方の実態	週3日 1日4時間から5時間
暮らしの実態	県外に母親が1人暮らしで、週5日勤務から3日に変更して、母親の所へ通っている。
困っていること	高齢の母親を引き取りたいがうまくいかない。 介護で県外に相談する人がいない。
希望・要求	老後の不安、親の介護がもっとできるようにしてほしい。

6. 女性 50代

属性	女性 50代 パート
家族構成	6人家族 同居 夫 夫の両親 義父 89歳・義母 86歳 子ども 27歳 社会人 子ども 21歳 社会人
働き方の実態	1日6時間 週5日 30時間 (シフト休1日・法定休 水曜日) 時給 1,140円 入協10年くらい 仕事は店舗レジサービスで一日中立ちっぱなし、組合員対応があり、トイレなどで席を外せないため、水分補給を控えるようにしています。
暮らしの実態	現在、夫が無職のため、生活費は私の収入と両親の年金、2人の子どもは社会人でいくらか家計を助けてくれています。27歳の長女は大学を出ていますが、奨学金の返済があり、将来に不安があります。21歳の次女は高校を出て働いていますが、あまり無理も言えません。86歳の母の体調も思わしくなく、介護は今のところ父がしてくれていますが、最近父も足の具合がよくないので、いつ自分が介護に入らないといけないかわからない状況です。
困っていること	一昨年は私自身も心筋梗塞でカテーテル手術を受け1ヶ月入院をしました。その時の賃金は有給を使い保障され、医療費も高額医療控除で減免されました。いまでも通院をしているので自分の健康面での不安などがあり、いつまで働きつづけられるか不安です。
希望・要求	体調の不安もあるが、働けるだけ働きたいと思っているので、定年延長65歳にしてほしい。 賃金を引き上げてほしい。 夫の両親や自分の両親の今後の介護のことや、自分自身の健康面でも不安などがあり、安心して暮らせる社会保障を充実させてほしい。

7. 女性 40代

属性	女性 40代 パート
家族構成	5人家族 子ども 21歳(私立大学生)、13歳、11歳 父(国民年金収入のみ)
働き方の実態	宅配センター事務パート 9:00~12:00 週5日勤務 生協勤続3年 時給 890円
暮らしの実態	私自身が障害者4級です。障害者控除でうけられるものはあるが、支給されているものは何ともありません。私の給料と父の年金と養育費で生活しています。 国民健康保険に入っていますが、国民年金はとて払っていけないので免除の申請を出しています。長男は自分で奨学金を借りて私立の大学に家から通っています。決して1人暮らしはさせられませんが、下の子どもたちの面倒を父親のように見てくれて助かっています。奨学金で足りない分は教育ローンを借りています。
困っていること	仕事の時間が短いのもう少し働きたい。体に無理のない程度で5時間くらい。 他に仕事を探すにしても、障害があるためできる仕事とできない仕事があるので難しい。父が入院し看護していた時は大変だった。今後、父の介護が必要になるときが来ると思うと不安です。下の子どもたちの進学費用がこれからかかる。私立は無理と思っているが、行きたいと言われたら何とかして行かせてあげたいとも思う。生活保護を申請すれば受けられるだろうが、今はまだがんばれる。先の事はわからないので不安です。
希望・要求	もう少し長い時間働きたい。厚生年金に入りたい。時給が今より上がる事を希望します。子どもたちが大きくなって生活費を入れてくれるようになるのが夢です。

8. 女性 40代

属性	女性 40代 パート
家族構成	3人家族 子ども 18歳、15歳
働き方の実態	宅配パート CS(地域担当)9:30~16:30 週5日勤務 生協勤続10年 時給 1,450円 業績評価で半年ごとに業績時給が変わる。105%達成しつづけていかないと下がってしまう。配送しながら営業、拡大、共済、でんきと日々課題におわれていて、ずっとつづけていかななくてはならない

	<p>のか、これからもつづけていけるのかなと思いつつ仕事をしています。</p>
暮らしの実態	<p>子どもがこの春に専門学校(3年)と高校に進学します。さいわい2人とも県立校なので私立に比べてかかる費用は抑えられますが、それでも入学金や入学準備には費用がかかり、貯金を切り崩して工面しています。</p> <p>生活のために切り詰めているのは主に食費です。子どもが食べ盛りなのである程度しか切り詰められません。自分の事は後回しで身に着けるものに穴が開いたら縫って使い、髪は1,000円カットで切っています。子どもに新しいのを買ったと言われるのですが自分にかかる費用は抑えて他にまわしています。</p>
困っていること	<p>給付型の奨学金を高校からの推薦で受けられそうだったのに、非課税世帯対称なので対象外。もう1つの制度も、非課税でないために大幅に減額されました。収入があと30万円少なかったら申請が通ったのに、中途半端に収入があるために制度が受けられません。苦勞して働いているのに、微調整している人の方が多く給付されることは納得いきません。</p> <p>児童手当は中学3年生まで、児童扶養家族支援手当は18歳まで、ひとり親家族医療費助成18歳までと決まっています。これからますますお金がかかるのに受けられなくなる手当が多くなります。</p>
希望・要求	<p>最低賃金1,000円以上、1,500円の水準には達していますが、月にあと3万円(時給にして230円)あると助かります。</p> <p>手当受給年齢はせめて20歳までにしてほしい。奨学金など支援制度の制限を見直してほしい。</p> <p>今の仕事(配送)ができなくなった時に、他にできる仕事はあるのか? あったとしても時給が下がるのは困る。できなくなってみないとわからないが、長く働くためにも道筋ができているといいなと思います。</p> <p>今の夢は、子どもたちがなりたいと思っている仕事についてくれる事です。それまでがんばります。</p>

9. 女性 50代

属性	女性 50代 パート
家族構成	3人家族 子ども 25歳（正規で働いていたが、祖母の介護のために退社、非正規）母 93歳
働き方の実態	入協時は5.5時間契約で働いていたが、業務形態の変更により夜勤務になり、その際5時間に契約時間が短縮された。夜は時給も高かったのので了承した。しかし、その後、その店舗も縮小になり他店舗に異動した。そこは春と夏に短縮営業になるため、働く時間がさらに短縮される。30分の時間短縮は1ヶ月～1カ月半になるとかなりの減収になる。母の介護や腰痛の持病もあり、仕方なく急に休むことがあり職場での人間関係も難しい。店長に相談しても他店舗に推薦もできないし、自店舗の他の時間帯に異動もできないと言われ精神的にも辛い。
困っていること	自分で保険を支払い、家賃を支払い、生活はとても苦しい。さらに消費税が上がりますますます苦しくなった。今はこれまでの自分の貯金を切り崩しながら生活をしているが、いつまでつづけることができるのか？高齢の母を抱えていつまでこのような状態がつづくのか？何の保証もなく、自分が倒れたらと考えるととても不安なことばかりだ。
希望・要求	契約時間を守り安定した生活を送りたい。 今の時給では「普通の暮らし」すらとても困難である。時給をもっと上げて普通に暮らせる賃金にしてほしい。 社会保障の充実、公共住宅の拡充、減税など高齢者や介護者を抱えても安心して暮らせるようにしてほしい。

10. 女性 50代

属性	非正規 社会保険加入なし
家族構成	3人家族 本人・子ども2人（13才・14才、収入なし）
働き方の実態	労働時間 ①10:30～18:30 ※残業あり ②20:00～01:00 ※日雇い ダブルワーク 時給①820円 ②1,400円 年収 1,163,898円 (①) ①の残業が不規則なため②は日雇いでしかできない。

	①の収入だけでは生活困難なため日雇いでも稼ぐしかない。
暮らしの実態	①の収入だけでは生活できず、子どもの学校徴収金が支払えない。灯油が買えない。生活費全般で借金がかさむ。①の仕事の終業時刻が一定でないため、②の収入が安定しない。
困っていること	ダブルワークにより子どもと一緒に過ごす時間が取れない。 子どもに習い事をさせられない。 毎月光熱費の何かが止まる（引き落としできず止められる） 自己破産の不安がある。
希望・要求	収入を増やしたい。手取りで13万以上は欲しいので時給の改善・遅番手当（長時間契約日には支給されない）を付けてほしい。終業時間を延ばしたい（8時間勤務にしてほしい）。 扶養手当（家族手当）がほしい。※正規にはあるがパートにはない 駐車場代を会社持ちにしてほしい（支給される交通費より駐車場代が上回っている）。

11. 女性40代

属性	女性 40代
家族構成	3人家族 子ども 15歳（収入なし） 親の収入 有
働き方の実態	労働時間 週56時間 ダブルワーク 時給 910円 コンビニの収入（手当含め）980円 年収 250万円
暮らしの実態	日々の生活が苦しい
困っていること	県外で働いているため、通勤が遠い

12. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	子どもと2人暮らし (21歳 専門学校生)
働き方の実態	<p>生協とコンビニのダブルワーク</p> <p>生協で週5日 8:30~12:30、17:00~20:00 時給は1,100円。数年前から時給が上がっていません。 17時以降は時間帯の加給があるため、中抜けして働いています。</p> <p>コンビニで週6日 6:00~8:00、21:00~22:00 時給は980円。給与明細・通勤交通費なし。給料日が予告なしに変わります。コンビニはメインで働く職場ではないと感じます。</p> <p>生協で月収18万円、コンビニで月収7万円。</p>
暮らしの実態	<p>午前4時半起床、中抜け時間に昼寝・家事をしています。</p> <p>両親から相続した分譲マンションに住んでいます。ローンの返済が毎月7万円。コンビニでのダブルワークの分をローンの返済にあてています。その他、固定資産税、マンションの管理費・修繕積立金、子どもの専門学校の学費がかかります。</p>
困っていること	<p>メインで働いている生協の時給が上がらない。等級が上がると時給も上がりますし、自分にはその資格があると思いますが、来店数が減のお店の状況をみると時給を上げてほしいと言いつらい。時給職なので、収入が安定しない。年末・年始、2月など稼働日が少ない月は収入が減る。</p> <p>貯金がありません。働けなくなったら生活ができなくなります。老後も心配になります。お店が閉店して、職をなくしたらという不安もあり、他の仕事を探し、面接を受けたこともあります。</p>
希望・要求	<p>パートが月給職や、正規職員になれる制度があるので、月給職になりたい。パートも売り上げや発注の責任を持って働いています。人件費の問題なのか、パートの等級を上げたり、月給職に登用されたり、という例はめったにありません。生協の仕事は好きですし、やりがいもありますが、時給が頭打ちではやる気も下がります。収入がせめて月20万円あれば、夜のダブルワークだけでもやめることができます。</p>

13. 男性 50代

属性	男性 50代
家族構成	本人 子ども2人 妻 (パート)
働き方の実態	配送をしています、他にもダブルワークで土日働いています。 月に2回の休みです。
暮らしの実態	子ども二人にまだまだお金がかかる状況です。(大学・高校) 少ない収入で貯金もありません。 昨年身体をこわし入院しましたが、苦しい生活となりました。
困っていること	残業も少なくなり、人手不足のためや、働き方改革のため、 正月三が日、盆休みなどが、新たに休日となり、時給で働く 私たちにとっては収入が減り、たちまち生活が苦しくなりました。 休みが増えるのは良いとことですが、正規職員のように月給 であればと思います。
希望・要求	ダブルワークをしなくても、安心して生活できる賃金がほしい。

14. 女性 40代

属性	女性 40代 パート
家族構成	4人家族 同居 夫 (正規) 子ども 19歳 子ども 14歳
働き方の実態	生協で1日 7.5時間×4日・4.5時間×1日と残業 週5勤務 夫は (正規) 8時間×5日と残業

困っていること	パートより準職員の方が、給料、ボーナスがいいので、なりたいたいと思っても、その給料だけでは生活ができないので、ダブルワークをしたい。パートはダブルワークができるが、準職員はしてはいけないので、パートで働くしかない。仕事もほとんど変わらないことをしているので、本当は準職員をしながら他の仕事もできるようにしてほしいです。
希望・要求	準職員もダブルワークをしてもいいようにしてほしい。 パートと、準職員の仕事（目標数値）をもっと差をだしてほしい。 ほとんど仕事が変わらないのだから時給 1,500 円・ボーナス 2ヶ月分にしてほしいです。

15. 女性 30代

属性	女性 30代 パート
家族構成	単身者
働き方の実態	週契約 5日 5.5時間/日 時間給 945円 ダブルワーク 週契約 5日 6時間/日 合計の労働時間 週 57.5時間
暮らしの実態	早朝と夜遅い時間帯の勤務 日中、フリーの時間があるが、仮眠にあてることが多い。 生活が不規則。
困っていること	食事の時間が不規則。体調を崩しやすいが、簡単には休めない。好きなことをする時間がない。 元気がないから好きなことができないのか、好きなことができないから、元気がないのか。
希望・要求	仕事の役割分担をもっとしてほしい。仕事量の差が大きい。 店長とシフトが合わず、ほとんど会わないので、評価されている実感がない。 たまに、自分から申告しても理解されない。 旅行したい。車の免許が取りたい。

16. 男性 50代

属性	男性 50代
家族構成	子ども 20歳 収入あり 年収 150万円 17歳 高校生 妻 障害年金あり 父 年金受給者
働き方の実態	現在の時給 1,090円 年収約 260万円 労働時間 8時間 (月～金 配達) 4年前までダブルワークをしていました。現在、子どもが生活費を補てん
暮らしの実態	自分の給料より、支払いなどを行っているため、生活費を子どもからの補てんと、妻の障害年金で生活をしています。
困っていること	収入が不安定 (出勤日数で毎月の収入が決まるため不安定) はたして定年まで体力がつづくか (配達の仕事) 心配です。 定年後の就職先があるかどうか心配です。
希望・要求	夏季・冬期の一時金を一定の金額になることを希望します。 家族手当など、福利厚生制度も正規職員と同様にしてほしい。

17. 女性 40代

属性	女性 40代
家族構成	夫 会社員 子ども 19歳 大学生 15歳 中学生
働き方の実態	勤務時間 4.5時間 月～金 週5日間 自分の年収 約 90万円
希望・要求	業務上しかたがないが、月末や、年度末は残業が多くなる。 通常は定時で帰宅できている。チームワークは良い職場で、 残業に対してもフォロー体制ができている。 就業規則の変更を理事会から要望されている中で、一時金、 退職慰労金をなくさないでもらいたい。年収が将来的に減って 働きがいが無くなってしまう。

18. 男性 40代

属性	男性 40代
家族構成	5人家族 妻 子ども 13歳 中学生 11歳 小学生 7歳 小学生
働き方の実態	本人 現在の時給 813円 妻 月給者 以前は、配達の人数が少なく、大変だったが、現在は補充してもらいました。自分の体調が良くないので助かっています。
希望・要求	重い物の配達は、負担が大きいため、皆で助け合ってできれば良い。ケガや商品の破損が無いように気をつかう仕事。携帯をよく使うので、業務用の携帯があれば良いと思います。

19. 女性 40代

属性	女性 40代
家族構成	5人家族 夫 会社員 (障害手帳あり) 子ども 20歳 大学生 18歳 高校生 16歳 高校生
働き方の実態	本人 現在の時給 794円 年収100万円程度 レジに常時人がいないと、作業がすすまない。人手不足。働く人ひとりに対して作業量が多いと感じる。
希望・要求	重い商品の取り扱いが大変。 仕事のやりがいはある。

20. 女性 40代

属性	女性 40代
家族構成	6人家族 夫、子ども 21歳 (収入あり)、19歳 (収入あり)、17歳、15歳
働き方の実態	本人 年収90万円程度 5時間労働
希望・要求	生活が厳しいため、時給を上げてほしい。

20. 女性 40代

属性	女性 40代
家族構成	5人家族 夫、子ども17歳、13歳、11歳、(子どもの収入なし)
働き方の実態	本人 年収90万円程度 5時間労働
希望・要求	暮らしは厳しい。時給を上げてほしい。

21. 女性 60代

属性	女性 60代
家族構成	4人家族 夫、子ども30代が2人(子どもの収入なし)
働き方の実態	本人 年収80万円程度 5時間労働
希望・要求	暮らしは厳しいため、将来に不安がある。 働きやすい環境をつくってほしい。

22. 男性 30代

属性	男性 30代
家族構成	4人家族 両親(収入あり) 弟(収入あり)
働き方の実態	本人 フルタイム限定職員 年収220万円程度 8時間労働
希望・要求	暮らしが厳しい。 結婚、自立ができない。 待遇を上げてほしい。

II. 手記編

パートの手記 A生協

病院に行きたくても自由にいけない

夫が12年前に58歳で退職した直後にリーマンショックがおき、再就職先を探しましたが、不況影響もあり夫の再就職はかないませんでした。自分がずっと扶養でいられるわけじゃないことがこのときわかりました。夫の退職金は、生活費や3人の子どもの学費であつという間に数年でなくなり、借金もし、生協内でダブルワークをしながら生計を立て、息子3人を育てました。

生協の夕食宅配を夫がはじめ、自分は7時半からの積込みの業務と夕方の片付けアルバイトに加え、昼間の夫の夕食宅配の仕事を手伝っています。朝の積込みの仕事は時給900円、夕方のアルバイトは790円に夜間手当が少して年収は150万程しかありません。息子たちは自立しましたが、借金を返しながら夫婦二人暮らしの将来は不安しかありません。

3号の扶養でなくなったとき国民保険に加入しなければなくなり、年金は高額で全額かけることができませんでした。免除してもらった分、現在の年金は少ないです。今後も下がる一方で、生活保護受給より少ないと思います。

働いているのに底辺の生活・・・、最低賃金をあげてもらいたいです。スーパーでその日のおかずを買うのがせいっぱいで、余裕はなく洋服も靴も県内に住む妹のおさがりをもらっています。病院に行きたくても自由にいけないし、増税で水道光熱費も増税で高くなりました。電気代と一緒に原発事故の損害賠償費が取られています。生活の苦しい国民にこのようなことまでおしつけて、誰のための政治なのかと思うと腹が立ちます。

パートの手記 B生協

人間らしい生活って何なのでしょう

パートで働いて31年になります。6年前に離婚して、生活は一変しました。老後のための多少の貯えしかありませんでしたが、年金をもらうまでの間は贅沢をしなければなんとかやっていける計算でした。でも人の暮らしは“通常”

ばかりではありません。息子夫婦に子どもができればお祝いや、お宮参り・七五三・入園・入学…etc.そして2人目とつづきます。歳をとるほどに冠婚葬祭にもお金がかかってきます。おめでたいことを心から楽しみたいのに「ああ、またお金がかかるなあ…」という気持ちがどうしても勝ってしまうのです。この6年間は貯金を切り崩してしのぎ、何度見ても同じなのに毎月毎月通帳とにらめっこをする日々でした。“人間らしい生活”って何なのでしょう。お給料日には外食したり、映画を見たり、友人とお茶したり、たまには飲みにも行ったりしたい。美容室にも行きたいと思うのは贅沢なのでしょう。今のままでは病気にもなれません。虫歯にもなれません。毎日9:00~17:30まで、月の半分近くは1~2時間残業して働いても、人として楽しめる生活ができないって、あまりにもおかしい。理不尽です。政治力が低すぎます。パート1人の稼ぎで暮らしていくことのむずかしさは予想してもこんなに心が荒むんだってことが離婚するまで私にもわかりませんでした。だから高額な報酬と、年金も十分に約束された政治家にわかるはずはないのでしょうか。そういう人たちが国民の低所得者・弱者の暮らしを担っているのだから。それでも弱者の身になって考えてほしい。1,000円にも満たない時給で、自分の親や娘・息子たちが朝から晩まで働いても、来月のローン(家賃)の心配をしなければならない生活をしているんだと思ってみてほしいと、切に願います。

パートの手記 C生協

最低時給 1500 円で将来への希望を

私は、組合員サービスセンターで電話オペレーターとして働いています。辛いこともあります。電話の最後に「電話をして良かった」と言われるととてもうれしいですし、お礼を言っていたいだいたりすると、やりがいのある仕事だなと思います。

全国的に、電話オペレーターの業務は時給が高い方に分類されると言われていますが、私の時給は 880 円です。1日8時間契約で働いていますが、月の手取りは12万円前後にしかなりません。この手取り額では、毎月の生活だけで精一杯です。一人暮らしをしたこともあります。家賃負担が大きいため車を持たず、自転車で通勤していました。私が住んでいる市ではバスやJRの通勤は金額も高く、本数も少ないので難しく、やむなく自転車通勤にしましたがとても大変でした。それで今は親と同居して車での通勤に切り替えています。

友人との食事や旅行に行きたいと思っても、「贅沢かな」と控え、急な病気や

怪我などに備える為に、衣服の購入をあきらめることもあります。何かを控えたり、あきらめたりする生活が「健康で文化的な最低限度の生活」とは思えません。

先日行われた県労連の「最低生計費試算調査」では、若者が人並みの暮らしをするための生計費調査を行い、時給 1600 円が必要という結果が出ました。私も市場価格調査メンバーとして参加しましたが、これは『今の生活』を送るために必要な最低限の費用を考えた時給です。「友人との旅行」や「行楽」などは、実態の低い方の数で計算しています。また、急病で長期にわたって入院したり、通院をしたりする将来のための貯金などは計算に入れていない、本当に『今の生活』のみを考えたつましいぎりぎりの金額です。

ニュースでは、『老後に年金以外で 2,000 万円必要になる』と言われていたり、国会議員の方が『こどもは最低 3 人産むべき』と発言されたりしていますが、『今の生活』を送るのに精一杯な状態で、『未来の生活』を考えることはできません。『今の生活』で精一杯なのは、「正社員」でも「非正規社員」でも同じです。最低時給が『1,000 円』になっても、併せて税金なども上がる為、手取り額はあまり変わらないかもしれません。上がったからと言って、すぐに生活にゆとりや余裕ができるわけでもないかもしれません。

しかし、『今の生活』に、少しでもゆとりを持てるようになるために、将来に希望が持てるようになるために、今すぐ、最低時給を『1,000 円』に、『未来の生活』を考えられる余裕をもてるために『1,500 円』にしていきたいと思えます。

パートの手記 D 生協

3つの仕事を掛け持ち！生活できる賃金に！！

現在、生協のパート、生協の委託夕食配達、民間工場の3つで働いています。生協で働くようになった6年前、離婚したことで、子ども(当時11才・小学5年生)との暮らしが始まりました。自分の収入でくらししていくために、少しでも時給のいいところを探して生協で働き始めました(当時の時給は880円と職種給50円の930円でした)。県の最低賃金は、724円、となりの県は780円でした。私の住む市から、電車で10分ほどのとなりの県では、最低賃金は56円高いのですが、駅前の駐車料金や、子どもの学校の行事など考えると少し高いとなりの県で働くより、学校や自宅に近く、いつでもかけつけられ、まあまあ時給もいいと思い働き始めました。実家までは、車で40分。両親は二

人ともフルに働いていたので甘えることは、考えませんでした。

当初、面接をした生協の上司から「長い時間働きたいならここではない」と言われ、生協でがんばって働きたいと思った気持ちに水をさされたことを思い出します。仕事に慣れたら、もっと時給の高い、長い時間働ける配送（6時間）に変わりたいと希望を伝えても、職種の変更は認められませんでした。なにより、当時は「配送パートを募集していない」という理由で、願いはかないませんでした。生協で4時間働くだけでは8万円程度にしかならず、食べていけないので、知り合いに頼んで、配達が終わった後、工場で働く仕事をしました。子どもは、学童に入るとお金がかかるので、一人で私が帰ってくるのを待ってから食事をする生活です。子どもには、ひとりで家の留守番をさせ、部活の応援も周りの親のようにすべて行けない、やりくりしている私に対して気を遣って来ていました。

高校生になった子どものことを考えると、少しでも蓄えたいと思って夕食宅配（個人事業主のため自家用車使用しています）の仕事を増やしました。時間の融通が利き、収入も増えるからと思って始めましたが、想像以上に車の消耗にお金がかさんでいます。

子ども一人ひとりが、親や家庭の都合で選ぶ進学先や部活が制約され好きなことができない、学べないなんて不公平だと思います。おかしいと思います。そのことで親が申し訳なく思うのもすごく嫌です。子どもの権利、大人の権利がこの国でちゃんと保障され生活することができるようにしてほしいです。

パートの手記 E 生協

将来への不安と安心して暮らせる賃金を！

シングルで、障がいのあるわが子と、母親との3人家族です。生協での職種が、配送ということで、時間通りに終われない場合が大変なのです。母に留守をお願いしてはいるのですが、私の帰宅が子どもの作業所からの帰りの時間に合わない場合、母も孫との接し方に戸惑うこともあるようです。とは言っても、自分都合を職場に押し付けられず、苦悩する日々もあります。職場に相談するのも一理あるとは思いますが、いざというと臆病になってしまいます。

今は、1日5時間で5日間の契約で働いていますが、社会保険が適用される働き方は、夢のまた夢。しかし、このままでは、展望も持てず、将来への不安ばかりが先行してしまいます。暮らしていく上で、賃金ばかりは言っていられ

ません。確かな社会保障も必要です。非正規ということで、まだまだ正規との格差は縮小されていません。私たちの運動が実を結ぶ日が来ることを願わずにはいられません。みんなで声を上げていきたいと思います。

パートの手記 F生協

同一労働同一賃金に

小型店のパート管理者の仕事は『めまぐるしい』。(店長になればさらに重責と仕事の数々。) 一日の流れをしてみる。まず朝、開店前。日配や肉・魚を陳列。レジ準備。開店後ドライや青果の発注の相談に乗りながら、自ら日配の発注。同時に受付業務も兼務。合間に魚と肉の値引き。動きの悪い品はフェイスやPOPを変更。総菜の売切り品も値引き。その足でレジ。まだ日配発注が終わらなくても、組合員さんの共済の相談にもものる。発注を終え担当者へ指導や指示をメモ。他のパートにも指示。昼。休憩中にも受付に入る。午後、金庫棚卸。その間にもレジに呼ばれ中断。特注があれば即対応。組合員さんの新規、脱退も対応。魚・肉の発注。今週のおすすめ品が動かない。試食を出し、買い場を変更。来週の商品の計画、指示。数字を見る、レジに呼ばれ、座って見ることはない。遅番の出勤なら、つづきは夕方の為の青果、日配の品出し、全部門の見切り値引き、売切り。指示も出し、レジにも入りながらの締め業務。レジも、受付も、閉めるのは私。年末には様々な予約の受付と集計が追加。忙しくても全て笑顔で。お店の存続を強く願い、頭をひねり、声を使う。組合員さんの声を聞き、心を砕き走り続ける8時間。ある日、「そんなにお店のこと考えていて、一時金が0.4ヶ月なの？」と宅配の正規職員に言われた。目の前の正規職員の8時間と私の8時間。その思い、仕事量。そんなにも違うのか。同一労働同一賃金なら、小型の管理職パートと、正規職員とこんなにも待遇が違っていいのか。現在、正規職員への採用は、ほぼ、ない。確かに子育て中の私が他県に異動となれば、その異動は困難。今も有難いことに有休も取れるし、家族手当も支給される。ただ小型店の管理職パートは職種があまりに多い上、管理職として部下の管理・指導、地域で選んで頂ける店になるためのコープのブランドイメージの再構築や、組合員さんへのホスピタリティの重視を考え実践。ただ8時間いるわけではない。8時間をフル回転で出せる力の全てを注ぐ。しかし、子どもの為の貯金が増やせない。このままでは大学進学など到底無理。老後の資金などない。私は、シングルマザーで年金だけで暮らす両親と同居。正規職員と

の大きな差にあまりに不公平感を感じる。日本の男性と女性の平均賃金の差は、この正規職員との待遇の差なのではないか。正規職員と全く同じに！とは言っていない。ただ、これから、小型の店長をめざす私にとって、店長の職務の多さは、副店長の比ではない。そこをめざすしかない私から見ると、正規職員と小型店店長の待遇差はさらに納得のできる範囲ではない。一時金だけ見ても、私は0.4ヶ月。1ヶ月分以上もらう為に、店長になるしかない。私には、お店の副店長という責任がある。店長の責任や仕事量とは比べられるものではないだろうが、8時間、私たちのお店への責任を果たそうと必死だ。せめて今、私の一時金が0.6ヶ月分になったら、年末予約の代金で消えず、子どもの為に貯金できる。0.8ヶ月分になったら、ほんの少し老後の為にも、貯金を、と考えられる。今この仕事をつづけていて、貯金は？この先、家族を幸せにできるの？8時間必死に働いているのに心配なのだ。

パートの手記 G生協

ダブルワークをするしかない

子どもが高校生の頃、トリプルワークをしていました。生協の仕事が始まる前の朝の時間帯と、帰ってきてからの深夜にコンビニで働いていました。子どもが寝ている間に出て行って、子どもが寝る頃「じゃあ、行ってきます」という感じで働いていました。その頃は子どもを大学に行かせたかったので、働くことは苦じゃなかったです。親がシングルでも大学に行かせたい、正社員に就かせて普通の生活をさせてあげたい思いで、がんばって働いていました。

本人も大学に行きたいと言っていました。でも、高校3年生の進路面談の時に担任の先生から、「息子さんは就職希望にしていますよ」と聞かされました。帰って息子に聞くと「俺、就職するから。大学はお金もかかるし」って……。

私はトリプルワークなんかしなければよかったと後悔しました。母親が自分の起きる前に出かけていて、帰ってきたと思ったら、寝る前にも出かけていく姿を見て、きっと就職希望に切り替えてしまったのだと思います。生協の仕事は大好きだったけど、だったらもっとお給料の良い所で働いていればよかったと思いました。子どもの選択肢をもっと広げてあげられなかったことを後悔しています。

子どもが独立した時にダブルワークはやめました。けれども今、私はもう一度ダブルワークを再開しなければならないと思っています。自分一人なら今のお給料でなんとかやっているといます。今後は、親の介護や病気に備える

必要があります。生協の基本給だけでは貯金はできないので、ダブルワークをするしか方法がありません。正規職員になればという声もありますが、正規職員を見ていると評価のされ方が良く分からないので、自分は今の働き方を見つけたいと思っています。

パートの手記 H生協

生活にゆとりがほしい

私は入協して10年、夫と2人暮らしです。4、5年前から短時間を長時間勤務にしてほしいと言いつづけ、やっと2年前に4時間勤務から6時間勤務に変更できました。夫の扶養からはずれ、社会保険にも入れました。夫は自動車部品の工場で正規で働いていますが、手取りは毎月21万円～22万円ほどです。共働きでないと住宅ローンも払えず、生活も厳しい状況です。この先年金もあてにできないため、将来的に不安もあります。共働きしていても、なかなか貯金もできません。夫の両親は数年前に他界しましたが、自分の父はまだ健在です。認知症で介護が必要ですが、どうしても同居することも、介護や生活の援助をすることもできないため、父には申し訳ないのですが成年後見人に全てお願いしています。生活が厳しいので賃金も上げてほしいし、もう少し生活にゆとりができるようになればと思います。

パートの手記 I生協

主たる生計者とは認められず

私は非正規雇用、月給職で働く高校生の息子がいるシングルマザーです。月給制とは名ばかりで、扶養手当等の諸手当はなく、聞こえは良いのですが、残業代含め手取り17万円もいかないぐらいで生活しています。

以前、学校に提出する書類として課税証明書を役所に取りに行きました。すると職員が「お客様の場合は課税ではなく非課税ですよ」とクスッと笑われました。とても恥ずかしくてまるで貧乏ですよ。と突きつけられた様で悲しい思いをしました。

そんな矢先、高校生の息子が選択科目を選ぶ際に、お金のかからない科目を選んでいくことを知りました。息子にまでお金の不安や心配をかけているのか

と思い、ショックを受けました。

せめて、家族にお金の不安や心配、社会的に恥ずかしくない程度の月給にしてもらいたいのですが、会社は主たる生計者とは認めていないので、これから先の生活の不安はつものばかりです。

パートの手記 J生協

不安で眠れない日々がある

私は40歳代のシングルマザーです。子どもは1人です。夫と離婚し子ども1人くらいなら何とか自分で育てられると覚悟し生活を始めました。実際に生活が始まると大変な事が多く、予想外な事ばかり起こりました。毎月の月末には家賃、公共料金などの支払いに追われます。

当初は子育てしながら4時間のパートでダブルワーク、時にはトリプルワークをしていました。子どものためと思い、体がきつくて倒れそうになってもがんばるしかありませんでした。それから数年たち7時間で働けるようになりましたが生活は苦しいままです。

子どもも高校に進み、大学へ進みたいと言われ、親としても何とかしたい、してやりたいと思い入学金の準備にと教育ローンの申し込みをしましたが断られ絶望感しかありませんでした。子どもが奨学金を借り何とか進学できるようになりました。でも奨学金を借りたら卒業後長い年月返済をしなければいけません。パートで一生懸命働いても年2回の学費納入時奨学金の不足分は私の働いた分から補います。毎月の生活費や子どもの学費に追われ貯金はできません。

今、精一杯働いていますが体も年々つらくなり、これから先の事を考えると不安で眠れない日々もあります。安心して暮らせる日はいつ来るのでしょうか？いつ普通の暮らしができるようになるのでしょうか？私だけではないと思います。不安を抱えて暮らしている人はたくさんいると思います。どんな人でも普通に暮らせる社会に早くなって欲しい。格差是正を実行して欲しいと思います。

パートの手記 K 生協

家賃が一番の負担

出身は和歌山県です。高校卒業後、専門学校に進学のため上京しました。それ以来、1人暮らしをしています。正規職員になることも考えましたが、ひとつずつ納得してすすんでいくタイプなので、今は生協の店舗でパート職員として働いています。1日7時間の週5日契約。少しでも収入を増やしたいので、残務があればすすんで残業をしています。東京の最賃は全国の中では1,013円と一番高いですが、自分の今の時給は1,100円。最賃とそう変わりません。一番負担になっているのは家賃です。給料日前にお金が無くなるとブックオフに何かを売りに行き、生活をつないでいます。和歌山県の最賃は、830円。やはり東京で働かなければと思います。東京の最低生計費調査で時給は1,600円以上必要だということを聞きました。時給が1,600円になったら貯金がしたい。今よりも心に余裕が出てくると思います。

生協労連（全国生協労働組合連合会）

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-9 南部ビル 3F

電話 03-3408-0067 fax 03-3408-8955 Email QYG03057@nifty.com

2020年7月15日

山口地方最低賃金審議会
会長 井出 泰成 様

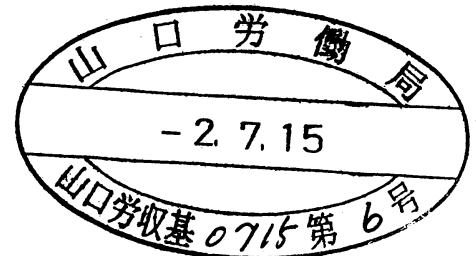
山口県教職員組合
執行委員長 富永 謙 一

「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者

及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第48号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあたって、山口県教職員組合の意見を述べます。

記



1、意見の趣旨

- (1) 2020年度の山口地方最低賃金を、今すぐ時給1,500円以上に引き上げること。
- (2) 「全国一律最低賃金制度」の創設を貴審議会として国に働きかけること。
- (3) 最低賃金引き上げのための中小企業に対する支援の拡充を国や県に働きかけること。
- (4) 山口地方最低賃金審議会のすべての会議（本審、専門部会）を公開し傍聴を認めること。
- (5) 本審、専門部会に係る詳細な議事録を作成し公開すること。また、閲覧時には、議事録の複写を認めること。
- (6) 最低賃金決定への意見陳述の時間を大幅に拡大し、多様な職種からの意見陳述の機会および一人当たりの意見陳述の時間を十分に確保すること。
- (7) 異議申し立てに対する意見陳述の機会を確保すること。

2、意見の内容

- (1) 2020年度の山口地方最低賃金を、今すぐ時給1,500円以上に引き上げることについて

貧困と格差の拡大が、子どもの安心のよりどころである家庭を直撃しています。とりわけ「子どもの貧困率（2015年度）」は13.9%になり、7人に1人は貧困の中で生活をしています。学びたくても学費が払えずに退学したり、進学をあきらめたりする子どもたちがいます。こうした「子どもの貧困」問題を解決するためには、子どもたちの生活基盤である家庭収入の安定が不可欠です。最低賃金を今すぐ時給1,500円以上に引き上げるとは、すべての労働者の賃金を押し上げることにもつながり、そのことが父母・

保護者の賃金を引き上げ、家庭収入増や家庭生活基盤の安定を図ることにつながります。
「子どもの貧困」問題を解決するためにも、今すぐ時給1,500円以上を実現することを求めるものです。

(2) 「全国一律最低賃金制度」の創設を貴審議会として国に働きかけることについて

2019年度の高校生の県内就職率は、山口労働局の調査では、県内83.0%、県外17.0%となっています。その中でも特に、下関は72%、岩国は60%とかなり低い数値を示しています。その理由としては、最低賃金の違いが大きいと思われます。最低賃金が山口829円に対し、広島871円(+42円)、福岡841円(+12円)となっています。最低賃金の高い両県への若者・労働人口の流出が見られます。

しかし、この間、全労連や県労連が行った最低生計費調査の結果では、全国どこでも最低生計費は時給に換算すると、1,500円~1,600円必要であり、大都市であろうが地方であろうが変わらないことが結果として明らかとなっています。

そうした面からも、「全国一律最低賃金制度」導入を進めるべきです。「全国一律最低賃金制度」の創設は、労働人口の県外流出を食い止める有効な手段であり、地域経済活性化にとってもまさに重要です。最低賃金の地域間格差をなくし、全国どこでも同じにすることで、若者の都市部への県外流出を食い止め、地域経済の活性化につなげることが可能です。このたびの新型コロナウイルス感染症拡大の問題においても、都市圏への人口集中が感染流行の大きなリスクとなっていることが明らかとなりました。コロナ対策の面からも「全国一律最低賃金制度」を早期に確立し、都会への人口流出・一極集中を防ぐことが必要ではないでしょうか。

(3) 最低賃金引き上げのための中小企業に対する支援の拡充を国や県に働きかけることについて

先日、青少年の雇用拡大ならびに就職保障を要請し、山口県経営者協会や山口県中小企業団体中央会など、県内経済団体への要請懇談を行いました。各経済団体ともに、「労働者の賃金引き上げ」「最低賃金引き上げ」の重要性はご理解いただきました。しかし一方で、賃金引き上げに伴う経営者側の経費の増加、特に、中小企業経営者からは賃金引き上げに伴う企業自体の経営維持への不安が挙げられました。こうした中小企業の経営不安を取り除くうえでも、賃金引き上げに伴う社会保険料事業者負担増を国や県で負担するなど、国や県からの中小企業に対する公的な支援・施策の大幅拡充が求められます。

(4) 山口地方最低賃金審議会のすべての会議を公開し傍聴を認めることについて

情報公開法の趣旨からして、会議の公開は当然の要求です。私たちが切望する「最低賃金時給1,500円以上に」などの願いを真摯に受け止め、貴審議会での活発な議論と公正な審議を要請します。

(5) 本審、専門部会に係る詳細な議事録を作成し公開すること。また、閲覧時には、議事録の複写を認めることについて

すべての会議の公開にあわせ、議事録の全面公開も当然の要求です。どの委員がどのような意見を述べたなど、詳細は議事録の作成と公開、閲覧時の議事録複写（コピー）を認めることも当然の要求です。

- (6) 最低賃金決定への意見陳述の時間を大幅に拡大し、多様な職種からの意見陳述の機会および一人当たりの意見陳述の時間を十分に確保すること。

最低賃金決定にあたり、審議会の姿勢として、意見陳述にしっかり耳を傾けることが必要です。一人ひとりの意見陳述をしっかり受け止める立場からも、意見陳述の時間の拡大が必要です。

- (7) 異議申し立てに対する意見陳述の機会を確保すること。

異議申し立てに対する意見陳述の機会が全く保障されていないことは問題あります。改善を要求します。

以上

2020年7月15日

山口地方最低賃金審議会委員 各位

山口県医療労働
執行委員長

最低賃金額の大幅引き上げと全国一律の最低賃金制度創設を求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等を持つ労働者が多数います。

しかしながら、非常に低い賃金水準におさえられ、厚生労働省の2019年度賃金構造基本統計調査によれば、医師を除く医療産業の所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で7,378円も低い実態にあり、更に介護職では所定内賃金平均は78,224円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。山口市内のパート働く看護補助者の時給は860円、介護士は850円、病棟クレーンなど事務職員では830円と、最低賃金をギリギリ超えている程度の時給で働いています。

仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。

私たち医療・介護労働者は、全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、到底納得できません。

新型コロナウイルス感染拡大のなか、「医療用マスクは1週間に1枚しか配給されず、自前のマスクを使っている」「家庭用ゴム手袋を片手ずつ使っている」という声も届いています。さらにマスクは自分で買うよう指示がある職場もあり、パートや非正規労働者の経済的負担は増えています。今でも不十分なPPE（個人防護具）と人員不足により、医療現場はいつ院内感染が起こってもおかしくない状態です。慢性的な人手不足で過重労働を強いられてきた日常に、新型コロナ対応という有事が降りかかり、伸び切ったゴムが切れる寸前の状態に置かれ、「私、コロナ感染対応が落ち着いたら、看護師辞めようと思っています」との声を複数聞きました。医療・福祉産業に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。医療や介護職場で働くパートや非正規労働者の賃金の底上げこそが、緊急に求められる情勢です。

新型コロナウイルス感染症はいつまで続くか分からない情勢の中、全国一律の最低賃金制度と、最低賃金の大幅引き上げこそ、新型コロナウイルス感染症と対峙する労働者への最大の支援だと考えます。

委員の皆様におかれましては、最低賃金の大幅な引き上げと同時に全国どこで働いても同じ報酬が得られるように、全国一律の最低賃金制度の創設を、強く求めます。

